

2019年度第7回介護・障害者部会レジメ

日時 2020年8月5日(水) 10:30~12:30 会場: 日本医療労働会館2階+Zoom会議室
出席 白沢(障全協)、池田(新婦人)、栗原(全労連)、米沢、寺田(医労連)、 (年金者組合)、
民谷(福祉保育労)、 (保団連)、林(民医連)、小泉(自治労連)、窪田(東京)、根本(神奈川)、
小松(愛知)、日下部(大阪)、梅津(共産党)、是枝(事務局) が出席、 がZoom出席

※会議資料は、中央社保協HP「会員専用ページ」に掲載しています。

<報告事項>

1. 情勢(資料参照)

あずみの里裁判結果

2. この間の主な取り組み

7月8日 えん、市民の会、社保協3者の懇談

7月10日 介護全国学習交流集会第2回実行委員会

7月30日 守ろう!介護保険制度 市民の会 2年ぶりの再会

8月3日 えん、市民の会、社保協3者の懇談

<協議事項>

3. 今後の取り組みについて

① 「介護の提言」案の今後の進め方について(昨日の会議を受けて)

② 2020年「介護・認知症なんでも無料電話相談」について

※2020年「介護・認知症なんでも無料電話相談」実施要綱(Ver3)

・ コロナ禍の下で、相談先を待っている人は増加することが予想される。

③ 2020年介護全国学習交流集会

※第2回実行委員会(7月10日)報告を参照のこと

・ 集会概要【確定】

開催日時・場所: 10月25日(日) 13時~16時30分

場所: 全労連会館2階ホール(60人位に制限)+Zoom

メイン講師: 井口克郎先生(神戸大学)

・ 参加の呼びかけ

社保協ルートでも、各加盟団体訪問で口頭含めて紹介をしていっている。

④ 2020年介護署名については、全労連、民医連、社保協の3者連名で作成し、昨年協力していた
だいた団体にも再度協力を呼びかけていく。中央社保協としては、9月2日総会でスタートを

していく。→8/4に3者で打ち合わせ

⑤ 新型コロナ対策並びに第8期介護保険事業計画への対応

- ・ 各市町村への運動としては、新型コロナ第2波に向けた具体的対応を迫りつつ、それらを踏まえて第8期事業計画へ反映する運動を行っていく。
- ・ 部会として、各市町村への要請文書の基本を作成していく。

⇒日下部さんより

⑥ 改めて、介護分野での共同の広がりをつくるために

- ・ 中央社保協のスタンスについては、この間の各団体との懇談を踏まえ、より柔軟な対応をしていくことを基本とし、課題毎での協力関係を進めていく。
- ・ また、介護全国学習交流集会などの呼びかけを協力関係の団体に行っていく。
- ・ 今後について

- ✓ 8月3日…市民の会、えん、社保協3者の打合せ内容

学習会の開催へ

日時：(予定)10月17日(土)13時～

会場：メイン会場・日本医療労働会館+Zoom会議室

講師：藤原辰史氏・・・別紙参照

講演内容：全世代型社会保障に関連しての講演を予定

経過(口頭報告)

※社保誌小島氏原稿(初稿)参照のこと

- ✓ 守ろう！介護保険制度 市民の会 7月30日開催

2年ぶりに再開し10数名が出席、社保協より是枝が情勢報告を行った。

上記、学習会について意思統一。

◎次回会議日程…2020年8月5日(水)午前10時30分～12時30分

会場：医療労働会館+Zoom

(介護政策事務局チーム会議…8月4日(火))

※午前に部会が開催される日の運営委員会は13時30分開始

2019年度第6回介護・障害者部会報告

日時 2020年7月1日(水) 10:30~12:30

会場：日本医療労働会館2階+Zoom

出席 白沢(障全協)、池田(新婦人)、栗原(全労連)、米沢、寺田(医労連)、 (年金者組合)、民谷(福祉保育労)、 (保団連)、林(民医連)、小泉(自治労連)、窪田(東京)、根本(神奈川)、小松(愛知)、日下部(大阪)、梅津(共産党)、是枝(事務局) が出席、 がZoom出席

※会議資料は、中央社保協HP「会員専用ページ」に掲載しています。

<報告事項>

1. 情勢(資料参照)

2. この間の主な取り組み

- ① 新型コロナウイルス感染拡大で介護崩壊を起こさず国民の介護、いのち、くらしを守るための緊急要望書の提出
 - ・ 日時…5月25日、午前
 - ・ 提出団体…7団体、出席…4団体(市民の会、全労連、民医連、社保協)6名
 - ・ 報告…別紙参照
- ② 認知症の人と家族の会、21老福連との懇談 (口頭報告)
 - ・ 日時…6月23日、夕刻
 - ・ 認知症の人と家族の会・鈴木氏、21老福連・正森氏・中村氏、中央社保協・是枝

<協議事項>

3. 今後の取り組みについて

- ① 「介護の提言」案の今後の進め方について
 - ・ 提言の構成について
「1.20年目に入って介護保険制度」～「6.介護保険制度20年をふりかえって」の部分
を圧縮し、「7.これからの日本の介護を展望する「提言」」部分を「本文」とし、1～6につ
いては解説資料とする。その方向で検討する。
コロナ禍を受けての補強が必要となる。
 - ・ 提言内容について
現制度改善を基本としつつ、「全額公費方式」の問題提起も行うにあたってもう少しそ
のイメージも付記したものとする。その方向で検討する。
 - ・ 今後の進め方
8月4日(火)介護政策事務局チーム会議を開催…問題意識を出し合い検討する
8月5日(水)介護・障害者部会
- ② 2020年「介護・認知症なんでも無料電話相談」について
(前回3月の部会報告内容を踏まえて)
 - ・ 電話相談の回数をどう増やしていくか、各県の体制・力量なども加味しつつ今後の課題に
なる。

※2020年は11月11日の電話相談の量の拡大を図る

⇒2/20 保団連の院内集会で山口事務局長より 10 分間紹介をさせてもらい、好評！
⇒民医連、医福連、保団連の各事業所での宣伝、チラシの取り扱いを要請していく。
各県社保協でも各県単位での要請をお願いする。
※昨年も全労連を通じて各単産にも宣伝を要請している。今年も要請しつつ、中央
社保協事務局からも加盟労組などをお願いをしていく。
⇒認知症の人と家族の会内での結果報告と 2020 年 11 月 11 日の宣伝をお願いする。
⇒ワーカーズコープ並びにその関連の事業所でも宣伝をできないか相談する。

✓ 今後の検討課題

相談員のインタビューなどの動画での発信も検討課題。
相談結果を新聞の読者欄などで発信していくことも必要。
相談結果をもって厚労省交渉も必要。

- ・ 次回ブロック会議(8月)と中央社保協総会(9/2)での意思統一を進める
- ✓ 目標：30 県参加、300 件相談

③ 2020 年介護全国学習交流集会…第 1 回実行委員会は 4 月 22 日に開催(別紙報告参照)

・ 集会概要【確定】

開催日時・場所：10 月 25 日(日) 13 時～16 時 30 分

場所：全労連会館 2 階ホール(60 人位に制限)+Zoom

メイン講師：井口克郎先生(神戸大学)

・ 参加の呼びかけ

全労連会館には、各団体の代表が参加しつつ、Zoom での参加を呼びかける。

Zoom 利用のため、全国各地からの参加が可能になる

⇒各県社保協、各団体での宣伝強化をどのように進めるか…運営委員会、ブロック会議
でも知恵を借り協力要請を行う

④ 2020 年介護署名については、全労連、民医連、社保協の 3 者連名で作成し、昨年協力して
いただいた団体にも再度協力を呼びかけていく。中央社保協としては、9 月 2 日総会でスタートを
していく。

⑤ 新型コロナ対策並びに第 8 期介護保険事業計画への対応

- ・ 各市町村への運動としては、新型コロナ第 2 波に向けた具体的対応を迫りつつ、それらを
踏まえて第 8 期事業計画へ反映する運動を行っていく。
- ・ 部会として、各市町村への要請文書の基本を作成していく。

⑥ 改めて、介護分野での共同の広がりをつくるために

- ・ 中央社保協のスタンスについては、この間の各団体との懇談を踏まえ、より柔軟な対応を
していくことを基本とし、課題毎での協力関係を進めていく。
- ・ また、介護全国学習交流集会などの呼びかけを協力関係の団体に行っていく。

◎次回会議日程…2020 年 8 月 5 日(水)午前 10 時 30 分～12 時 30 分

会場：医療労働会館+Zoom

(介護政策事務局チーム会議…8 月 4 日(火))

※午前に部会が開催される日の運営委員会は 13 時 30 分開始

2020年(令和2年)

7月29日

水曜日

天気	6	9	12	15	18	21(時)
東京	☁	☁	☁	☁	☁	50 27
横浜	☁	☁	☁	☁	☁	60 28
千葉	☁	☁	☁	☁	☁	30 22
さいは	☁	☁	☁	☁	☁	50 27
札幌	☁	☁	☁	☁	☁	10 18
仙台	☁	☁	☁	☁	☁	60 21
名古屋	☁	☁	☁	☁	☁	20 33
大阪	☁	☁	☁	☁	☁	50 32
福岡	☁	☁	☁	☁	☁	60 31

朝日新聞東京本社
〒104-8011東京都中央区築地5-3-2



犬や猫と暮らす幸せ
Sip
by The Asahi Shimbun
<https://sippc>

オピニオン&フォー
社説 コロナ下での被災
耕論 専門家のいかし方

新型コロナ
長すぎる都市封



持続化給付金 委託
店名の公表「同意不
国内での感染確認例
死者
入院・療養中
世界の感染者 1649
死者 65
感染者

あの日の記憶 明
戦後 体験を語る

ドーナツ提供後入所者死亡

特養准看護師に逆転無罪

東京高裁判決

長野県安曇野市の特別養護老人ホームで、入所者の女性(当時85)にドーナツを与えて窒息死させたとして、業務上過失致死の罪に問われた准看護師の女性被告(60)の控訴審判決が28日、東京高裁であった。大熊一之裁判長は罰金20万円とした一番・長野地裁松本支部判決を破棄し、無罪を言い渡した。▼31面▶妻縮免れた

「窒息死の予見可能性低い」

大熊裁判長は「ドーナツを食べて被害者が窒息する危険性は低く、死亡することを予見できる可能性も相当に低かった。刑法上の注意義務に反するとはいえない」と理由を述べた。

職などの食事トラブルは珍しくない。今回の事故で個人の刑事責任が問われたことに介護業界からは「現場が萎縮する」と批判の声が上がり、無罪を求める約73万筆の署名が裁判所に提出されていた。

被告は2013年12月、介護職員からおやつ配膳の手伝いを頼まれ、食堂で被害女性にドーナツを提供。女性は食べた後に一時心肺停止になり、約1カ月後に低酸素脳症で死亡した。施設側と遺族の間では

示談が成立したが、検察は被告を業務上過失致死の罪で在宅起訴した。

一審判決は、施設が事故の6日前に女性のおやつを固形物からゼリー状のものに変えたことを記録した資料の確認を怠った被告の過失により、女性が窒息死したと認定して有罪とした。

だが、高裁判決はこの資料について「介護職員間の

情報共有のためのもので、看護師が全ての内容を把握する必要はない」と指摘。被告は介護職員からおやつの内容変更を伝えられておらず、女性が事故の1週間前までドーナツやまんじゅうを食べても窒息などの事態は起きていなかったとして、死亡を予見することは困難だったとした。

判決はまた、食事の提供は「健康や身体活動を維持するためだけではなく、精神的な満足感や安らぎを得るために重要だ」とも述べ、被告がおやつの内容変更を確認せずドーナツを提供したことに刑事責任は問えないと結論づけた。

東京高裁の久木元伸次郎検事は「判決内容を十分に検討し、適切に対処したい」とコメントした。(根津弥)

国内982人感

新型コロナウイルスの国内の感染者は28日午後11時半現在で、新たに982人が確認された。23日の981人を超え、1日あたりの感染者として過去最多となった。東京都は266人で、2日ぶりに大阪府が最多となった。大阪府は過去最多を



大阪府
市民の皆さまへ(お祝い)
5人以上の宴会・飲み会は控えてください
(8月1日～8月20日)
※祝日、祭日は除く

コロナ大学運営揺るがす

持ち続けられず退学者増
「大学の現在の9%」

7/29

介護現場の萎縮免れた

入所者が不慮の飲食事故で亡くなったら、介助者が刑事責任まで負わなければならないのか。准看護師が業務上過失致死罪に問われ、一審で有罪になった長野県の特別養護老人ホームでの死亡事故。東京高裁は28日、逆転無罪判決を言い渡した。不安を募らせていた介護関係者に安堵の声があふれた。

特養死亡 無罪判決



東京高裁の無罪判決を受け、報告集会であいさつする准看護師の女性（手前）＝28日、東京・永田町の参院議員会館、杉本康弘撮影

おやつ提供、認められた意義 残る不安

高裁判決では間食を含めた食事について、「健康を維持するためだけでなく、精神的な満足感や安らぎを得るために重要」と言及した。看護師でコラムニストの宮子あずささん(57)は「ほっとした。食べることの意義を認めてくれたことも大きい」と話した。

公益財団法人「介護労働安定センター」が介護現場で働く人に行った調査(18年度)によると、事故に巻き込まれた「ヒヤリハット」の過去1年間の経験者は全体で54・9%。特養に限ると74%にのぼった。

署名73万筆 准看護師「支えられた」

「6年半の長い時間支えてくれてありがとう(涙)でした」。無罪判決後、都内で開かれた報告集会で、被告となった准看護師(60)は涙ぐみながら声を振り絞るように話した。

「せめてはいけない」との思いで裁判を闘ってきた。集まった支援者らに拍手で迎えられた弁護団長の木嶋日出夫弁護士は「画期的な無罪判決を勝ち取った」と報告した。

木嶋弁護士は「事実を正しく認定し、法的判断も正しい」と評価。そのうえで検察側に「速やかに上告しない決定を求めたい」と訴えた。

全国的介護現場に影響を与えていた有罪の判断が覆り、木嶋弁護士は「高齢者のための介護の質が後退してしまつた懸念を拭き取る機会を与えてくれた」と喜んだ。(佐藤晴)

厚い介護が必要な人が多く、宮子さんは「高齢になっても食べたい」という欲求は強く、それを満たそうとするケアは大事という。ただ、高齢者の介護はリスクと隣り合わせで、職員を取り巻く状況は厳しい。

「やすらぎの郷では一審判決後、午後3時に記しているおやつを、ゼリー状のみに見直した。それまではカステラなどの固形と、ゼリー状の2種類だった。職員から「固形のおやつ

を食べた人に何かあった場合『形態推認義務違反』に問われるのではないかと不安の声があった。おやつの際は職員1人が入所者10人程度を見守る。長野県での事故も、准看護師ら2人が17人の入所者を見守る状況だった。やすらぎの郷で「おやつの際に入所者が意識を失ったら『注視義務違反』になるのか」と職員が懸念するなど、裁判が与えた影響は大きかった。今後のおやつをどうするかについて、天野さんは「これから検討したい」と話した。

特養の医師でもある双葉会診療所(東京都奥多摩町)の片倉和彦院長(59)は、「一審判決後『介護職員が見捨てられた』と感じている」と懸念していたが、この日の判決で和らいだと受け止めた。ただ、「今の特養は、どう考えても人手が足りない。解決は急務だ」と課題を語った。介護事故の裁判に詳しい長沼建一郎・法政大教授(社会法学)は「高裁判決は極めて真つ当だ。一審判決ではあらゆる介護行為が有罪になるおそれがあった。人が亡くなったという事実が重いので、介護事故に対する責任は、これまでも民事訴訟で争われ、しばしば賠償責任が課されてきた。しかし、今回のように故意ではない過失の事故で個人の刑事責任が問われることが異例だった」と指摘する。その上で、長沼教授は「介護現場でもリスクをおそれ一方的な免責事項などを定める方向にいくのではなく、安全第一の介護なのか、人間らしいケアを重視するのかが利用者と話し合う努力をしてほしい」と話す。及川綾子(有隣隆史)

八王子スーパー射殺事件から25年

あの夜、鷹野めぐみさん(47)は東京都八王子市の自宅(左)でたまたまサイレンを聞いた。事故かな。気にも留めず、眠りについた。翌朝、母親にたたき起こされ、テレビのニュースに頭が真っ白になった。矢吹が拳銃で撃たれた

ない

前季にシーズン2000本安打を達成したプロ野球オリックス・ブルーウェーブ(当時)のイチローに夢中になり、球団の快進撃に胸を躍らせた。高校2年生になっていた。鷹野、私、今度スーパーでバイト始めるんだ。そう話

年7月30日午後9時15分ごろ、東王子市のスーパーマーケット大和田事務所で、パートの稲垣則子さん(47)が2発、ともに高校2年生前田イトの矢吹恵さん(同17)と前田さん(同16)が1発ずつ頭部を撃た書された。さらに1発金庫にもつかされており、現金約520万円が手交されていた。2010年4月、刑事訴訟改正により時効が撤廃された。

7月、夏休みが始まった。夏祭りに水族館。計画を立てた。29日は東京都立川市の花火大会。そうして浴衣姿で出かけた。帰り道、人混みを避けて隣の駅まで、慣れないげたを鳴りして並んで歩いた。八王子駅で、一駅先まで乗る矢吹さんと別れた。次の約束は8月初旬の八王子市の夏祭り。「電話するね」「お願

ものホーム、いつもの電車で。そこに矢吹さんの姿はなかった。【四半世紀と聞くと、すいぶつ

Weather forecast table for 30th (Thu), 31st (Fri), and 1st (Sat) with temperature and precipitation data.

Weather forecast for 28th at 18:00, including temperature, precipitation, and wind direction icons.



無罪判決の旗を掲げる支援者＝28日、東京・霞が関の東京高裁前、酒本友紀子撮影

「介護現場の不安払拭」

おやつ事故死 逆転無罪

事故防止へ「人手不足解消を」

特別養護老人ホームの入所者の死亡事故を巡り、業務上過失致死罪に問われた職員に対し、東京高裁は一審の有罪判決を破棄し、逆転無罪を導いた。職員個人に刑事罰が科されれば、介護現場の萎縮を招くと懸念が広がる中での無罪判決に、弁護団は「不安は払拭されるだろう」と喜ぶ。識者は「事故の根本的な解決には、人手不足の解消が不可欠だ」と指摘する。

(小野沢健太、山田雄之) ●面参照

無罪判決を受け、記者会見を話す山口けいさん(28日、東京、永田町で)



千代田区長 議会解散通知

議会の解散通知を議長あてに提出し、記者会見する石川雅司千代田区長(28日、東京都千代田区役所で)

長野地裁松本支部判決後、介護現場には「少しでも危険があれば流動食しか与えない」という空気が広がっていた。控訴審判決はその流れに歯止めをかけてくれるだろう」と評価。上野格弁護士は「そもそも起訴されるべきでない事実だ」と語気を強めた。

「原判決を破棄する。被告人は無罪。裁判長が判決本文を読み上げると、傍聴席からは、えこと驚きの声が上がった。被告人席の准看護師山口けいさん(28)は閉廷後、傍聴席や弁護人らに何度も頭を下げた。

長野県安曇野市の「あずみの里」で二〇二三年、入所者の女性(当時60)にドーナツを食べさせて窒息死させたとして刑事責任を問われた山口さん。判決後、東京都内で記者会見し「真実が証明された。六年半という長い時間を支えていただき、ありがとうございます」と受け入れてほしい」と支援者らに涙ながらに感謝した。会見に同席した弁護団長の木嶋日出夫弁護士は、「罰金二十万円とした一審

議会の解散通知を議長あてに提出し、記者会見する石川雅司千代田区長(28日、東京都千代田区役所で)

「原判決を破棄する。被告人は無罪。裁判長が判決本文を読み上げると、傍聴席からは、えこと驚きの声が上がった。被告人席の准看護師山口けいさん(28)は閉廷後、傍聴席や弁護人らに何度も頭を下げた。

長野県安曇野市の「あずみの里」で二〇二三年、入所者の女性(当時60)にドーナツを食べさせて窒息死させたとして刑事責任を問われた山口さん。判決後、東京都内で記者会見し「真実が証明された。六年半という長い時間を支えていただき、ありがとうございます」と受け入れてほしい」と支援者らに涙ながらに感謝した。会見に同席した弁護団長の木嶋日出夫弁護士は、「罰金二十万円とした一審

3人殺傷直前に逆走、愛知 容疑者の車、猛スピード

愛知県豊橋市の県道で交通誘導をしていた警備員らに乗用車が突っ込み2人が殺傷された事件で、殺人未遂容疑で現行犯逮捕された青野圭容疑者(30)の車とナンバーや車種が同じ乗用車が、事件直前に県道の対向車線を逆走していたことが、捜査関係者への取材で分かった。

青野容疑者はその後、中央分離帯の切れ目から事件を起こした車線に移ったとみられ、豊橋署は経緯を調べている。同署は、同じ車が歩道を走行していたと目撃情報も把握している。

目撃者の女性によると、現場から約七百メートルの交差点付近で事件直前、青野容疑者が運転していたとみられる黒い車が猛スピードで逆走し北進。対向車ザクに避けて走ったという。

捜査関係者によろ青野容疑者は静岡県内に住み、同県内の白場で働く会社員。二十八日、青野容疑宅を家宅捜索した。内を訪れた経緯もある。

事件は二十七日午後半ごろ発生。交通整理していた愛知県田原市会社社員夏目喜生(30)がはねられ死亡した青野容疑者の車が油圧ブレーキが壊れた軽トラックがぶつかって中央分離帯で除草作業していたパート従業員が左手を骨折、別の従業員男性(30)も助るなどそれぞれ重傷を負った。

土浦花火も中止

新型「コロナ」

茨城県土浦市は二十八日、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、十一月七日に予定していた第十八回土浦全国花火競技大会を中止すると発表した。秋田県大仙市、新潟県長岡市の大会とともに、「日本三天花火大会」と称される大会は、いずれも今年はコロナ禍で見送られた。

「原判決を破棄する。被告人は無罪。裁判長が判決本文を読み上げると、傍聴席からは、えこと驚きの声が上がった。被告人席の准看護師山口けいさん(28)は閉廷後、傍聴席や弁護人らに何度も頭を下げた。

長野県安曇野市の「あずみの里」で二〇二三年、入所者の女性(当時60)にドーナツを食べさせて窒息死させたとして刑事責任を問われた山口さん。判決後、東京都内で記者会見し「真実が証明された。六年半という長い時間を支えていただき、ありがとうございます」と受け入れてほしい」と支援者らに涙ながらに感謝した。会見に同席した弁護団長の木嶋日出夫弁護士は、「罰金二十万円とした一審

続いたが、様子がおかしい。染を広げてしまったら、周年ほど前だ。コロナが収束するまで、東京に住む息子さんか、今年はお中元を送らな。困からどんな目で見られる。して、元気なうちに帰郷で増えているから、今年のお盆は帰省できない」と連絡

特別養護老人ホームで女性がドーナツを食べた後に死亡。准看護師が過失の罪に問われた事件は逆転無罪になった。事故は予見困難で、刑法上の注意義務もないと正確にとらえた判決と評価する。

特養職員に無罪

同じドーナツを食べてみたが、口の中でぼろぼろと形が崩れていく。女性は歯が欠けていたが、果たしてのどに詰まらせるだろうか。嚥下障害はないし、一週間前にも同じドーナツを食べていたのに…。そんな疑問を

死因断定はより慎重に

二〇一三年に長野

県内の施設「あずみの里」で起きた事件は、介護や医療の現場に大きな衝撃を与えた。身体的機能が衰えた人への介護にはリスクが伴う。おやつがゼリーに変更されたのにドーナツを与えたとして、個人が刑事責任を負わされては、全国の現場が萎縮するのは必然だからだ。

一審は准看護師がゼリーへの変

べ、口や気管に詰まらせ、窒息したことに起因すると主張した。弁護側はドーナツによる窒息ではなく、おやつ時に脳梗塞を発生したためという。死後に撮影された頭部のコンピューター断層撮影(CT)画像の検討結果による。

更確認を怠ったとして罰金二十万円の有罪判決。東京高裁が無罪としたのは「変更は(介護職でない)被告の通常業務では容易に知り得ない」などとし、業務上過失致死罪の要件である予見可能性も結果回避義務も退けたことだ。弁護側によれば、ゼリーへの変

この主張が説得力を持つのは、複数の脳神経外科などの画像専門家が「脳梗塞が原因」との鑑定書を出しているからだ。女性がドーナツを食べていたので、のどに詰まらせたと思われるが、CT画像からは脳梗塞が先行しているとの判断だった。窒息では説明できない脳の異変であるとも。

それを前提とすれば、ドーナツの提供と死亡との因果関係は否定される。検察側に事実誤認があることになる。そもそも事件でなく病死だと。刑事事件なら検察は死因に疑いはないか、もっと科学的に慎重を重ねて判断するべきである。それも教訓と考える。

更には窒息防止ではなく、消化不良を防ぐため。准看護師は女性の事故時、別の全介護が必要な人につききりの状態でもあった。注意義務違反を問うのは、もともと困難だったであろう。

あえて別角度からの問題提起をするならば、焦点は「死因」ではないか。検察側は女性が心肺停止状態に陥ったのは、ドーナツを食

2020・7・29

社説

ければいい、という問題ではない人もつはない。じかに会って顔をう。一日も早見て、話して、そしてまた、故郷に帰のを願っている

二〇二〇年度の最低賃金は現行審議会がこう答申した。新型コロナ理解できるが、こういう時だから

最低賃金水準

リーマン・ショック後の〇九年度以来となった最低賃金の据え置き判断には、疑問が二つある。

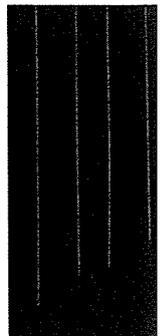
一つ目は、働く人が自立して生活できる賃金の水準を保障するという最低賃金の目的に合致しているか、である。コロナ禍で困難に直面する人がいる現状を考えると、

コロナ

二つ目は、主に正社員対象の春闘では今年、賃上げが実現(連合まとめて1・9%)したのに、最低賃金はなぜ据え置かれたのか。最低賃金は企業が従業員に払う最低の賃金額で、労使参加の審議会が毎年目安を示す。一六年度から3%以上の引き上げが続く、昨年度は過去最高とな

3

性が確認されるまで4日かかった。県は今日9日に公表した検証報告書で、この初動の



不足していた。厚労省によると、検査可能件数は今日26日現在、約3万3300件に増え、検

徹副会長(64)は「診どこにもさらに協力を検査数を増やして、い」と話す。

「ドーナツ窒息」逆転無罪

准看護師 「介護資料の把握不要」

東京高裁

長野県安曇野市の特別養護老人ホームで、2013年、入所者の女性(当時85歳)にドーナツを食べさせて窒息死させたとして、業務上過失致死罪に問われた同施設職員の准看護師、山口けさ(60)の控訴審判決が28日、東京高裁であった。大熊一之裁判長は「ドーナツを食べて窒息する危険性は低く、過失は認められない」として、求刑通り罰金20万円とした1審・長野地裁松本支部判決を破棄し、逆転無罪を言い渡した。山口被告は13年12月12日、食堂でのおやつ配膳の際、介護職員を手伝って女性にドーナツを提供。女性のごなどを詰まらせて窒息しないよう注意する義務を怠り、約1か月後に低酸素脳症で死なせたとして「引き継ぎ資料は介護職の情報共有のためのもので、准看護師が把握する必要はない」と判断した。また、「おやつを含む食事は、健康や身体活動の維持だけでなく、精神的な安らぎを得るために必要だ」と指摘。食品提供の危険性について「副作用が常に懸念される医薬品投与などの医療行為とは基本的に異なる」とも述べ、被告がおやつを把握しなくても、刑法上の注意義務に反しないと結論づけた。

「6年半感謝」
涙の被告

「有罪になれば介護現場が萎縮する」。山口被告の支援団体の元には、無罪を求めて延べ約70万通の署名が寄せられていた。被告は判決後、東京都内で支援者らの集会に出席し、「6年半支えていただき、ありがとうございます」と涙を浮かべて語った。弁護団の木嶋日出夫団長によると、1審の有罪判決を受け、利用者に固形物の提供を減らした施設もあったという。木嶋団長は「介護現場の実情を理解せずにと示された」と高裁判決を評価した。一方、東京高検の久木元伸次席検事は「判決内容を十分に検討し、適切に対処したい」とコメントした。

無症状者P濃厚接触以

埼玉県は28日、新型コロナウイルスのPCRなどの対象を拡大し、状態への検査は原則接触者に限定して、クラスター(感染集団)形成する可能性が言や学校などで感染率の場合、同じ集団や場を全ての人に検査を

コボちゃん



そのキャンプ用ガスこんろ PSLPG マークついていますか? ※カートリッジガスこんろはPSLPGマーク対象品です。購入前の確認を!

PSLPG

一般社団法人 日本ガス石油機器工業会

「副作用が常に懸念される医薬品投与などの医療行為とは基本的に異なる」とも述べ、被告がおやつを把握しなくても、刑法上の注意義務に反しないと結論づけた。

介護事故に詳しい中央大客員教授の古笛恵子弁護士の話「妥当な判決だ。介護現場は事故リスクが高く、刑事責任を問うなら、より慎重に事故の予見可能性な

不妊治療で死亡罰

北九州の医師院長ら2人不当

セントマザー産婦人科医務上過失致死罪で起訴(北九州市八幡西区)で2016年、不妊治療を受けた福岡県宗像市の女性(当時37歳)が死亡した事故で、折尾区検は、治療を担当した男性医師(39)を業

ドーナツ食べへ特養入居者死亡 准看護師に逆転無罪

東京高裁判決

長野県安曇野市の特別養護老人ホームで入居者の女性(当時85)がおやつ(ドーナツ)を食べた後に死亡した事故で、業務上過失致死罪に問われた女性准看護師(60)の控訴審判決が28日、東京高裁であった。大熊一之裁判長は、罰金20万円とした一審・長野地裁松本支部判決を破棄し、無罪を言い渡した。

「注意義務違反といえず」



「無罪判決」の垂れ幕を掲げる支援者ら(28日、東京高裁前)

高齢者施設内での介護の過失を巡り、職員個人の刑事責任が問われた異例のケースだった。介護や福祉の現場からは「刑罰が科されれば職員の萎縮につながる」との声が多く、二審判決の判断が注目されていた。

高年齢施設内での介護の過失を巡り、職員個人の刑事責任が問われた異例のケースだった。介護や福祉の現場からは「刑罰が科されれば職員の萎縮につながる」との声が多く、二審判決の判断が注目されていた。

「二審判決は、死亡した入居女性には窒息の要因となる危険性を予見できた可能性があると反論していた。おやつは介護職の業務で、物まのふまむ能力に問題はない」と強調。コンピュータ断層撮影装置(CT)画像に基づき、脳梗塞など別の死因の可能性があると反論していた。

「里」で起きた。入居女性はおやつを食べた後に意識を失い、約1カ月後に低酸素脳症で死亡した。准看護師は14年5月に書類送検され、同12月に在宅起訴された。19年3月の一審判決は「ドーナツを食べる際に注視し、窒息を防ぐ義務があった」とする検察側の主張を退ける一方で、おやつがドーナツからゼリー状のものに変更されていたのに、配膳した准看護師が引き継ぎ資料などの確認を怠ったとする過失を認定した。

「二審判決は、死亡した入居女性には窒息の要因となる危険性を予見できた可能性があると反論していた。おやつは介護職の業務で、物まのふまむ能力に問題はない」と強調。コンピュータ断層撮影装置(CT)画像に基づき、脳梗塞など別の死因の可能性があると反論していた。

事故を巡る一審・二審の判断		
	窒息の危険性	おやつ変更の確認
長野地裁松本支部	ドーナツを食べれば窒息する危険性を十分予見できた	引き継ぎ資料や介護士に確認すべきだった
東京高裁	窒息する危険性は低く、おやつの変更は嘔吐(おうと)防止が目的だった	引き継ぎ資料を確認していなかったことが刑法上の義務違反とは言えない

弁護団が評価 准看護師「真実が証明された」

「介護現場の不安を払拭」

東京高裁で無罪判決を受けた女性准看護師(60)の弁護団は28日、都内で記者会見し「全国の介護の抱い手にとって、不安を払拭する画期的な判決と評価した。この会見に同席した准看護師は「真実が証明された」「(捜査当局には)この真実を受け入れてもらいたい」などと話した。

20日、企業には社員の手、基準を明確にした

和明 明彦氏(わだあきひこ)元大盛工業社長

和明 明彦氏(わだあきひこ)元大盛工業社長

よう6時	9	12	15	18	21	あす	あさって
大阪	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁
広島	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁
高松	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁

SK E 運営会社役員、わいせつ容疑

少女2人に、58歳を逮捕 逮捕容疑は、2019年11月23日未明、東京都町田市の駐車場に止めた乗用車内で、15歳と17歳だった少女2人にわいせつな行為をした疑い。県警によると、少女2人はSNS(交流サイト)に援助交際の相手を募集する書き込みをしていた。

住グム系元社員 背任容疑で逮捕

住グム系元社員 背任容疑で逮捕 住グム系元社員 背任容疑で逮捕

オフィス保証 フォーシーズ 4cs

オフィス保証 フォーシーズ 4cs

第5487回 数字選択式全国自治

第5487回 数字選択式全国自治

第410回 地域医療等振興

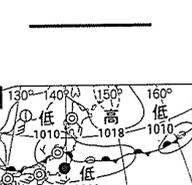
第410回 地域医療等振興

第1087回 数字選択式

第1087回 数字選択式

天気 weather

7月30日(木)	旧6月10日
満潮 14.58	満潮 14.58
干潮 7.21	干潮 7.21
日出 18.47	日出 18.47
日没 15.01	日没 15.01



最高	最低	平均	最高	最低	平均
26.2	22.1	24.1	26.2	22.1	24.1
26.5	22.4	24.2	26.5	22.4	24.2
26.8	22.7	24.3	26.8	22.7	24.3
27.1	23.0	24.4	27.1	23.0	24.4
27.4	23.3	24.5	27.4	23.3	24.5
27.7	23.6	24.6	27.7	23.6	24.6



記者会見する
委員 28日

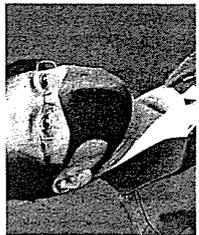
ているかの情報開示
。住民にわかりやす
に開示できるものに
「医療機関の経営
い状況に対しても臨
各に対応していき
述べました。

は「もはや一刻も
ならない。日本の
省の人口比での実施
界で159位であ
の異常な遅れはど
い訳も連甲するもの
ない。政府が自治
学、研究機関、民間
会社など、あらゆる
力を総動員し、すみ
行動することを強く
」と述べました。

生活再建支援を

委 田村貴・武田議員が要求

を指摘。仮置き場へ
砂撤去を早急に進めるた
め、近隣自治体の事業者へ
自衛隊などの支援をフル活
用する必要がある」とた
内からのがれき・土



田村貴昭議員
被災災害特委



質問する武田良介議員
28日、被災災害特委

環境省の松沢裕環境再生
・資源循環局長は「二コ
ナと豪雨災害の影響を受け
た事業者にも委託し、宅地
内の土砂、がれきの撤去を
進めたい」と答弁。武田良
大防災担当相は、自衛隊に
よる支援について「当該自
治体の職員が立ち会っても
らえるなら、前向きに検討
したい」と述べました。
武田議員は、豪雨災害が
九州、岐阜県など全国で発



長野県安曇野市の特別養
護老人ホーム「あずみの
里」で2013年、入所者
の女性(当時85)のお

口 東京高裁でありまし
た。大熊一之裁判長は「望
恩の危険と死亡の予見可能
性は相当に低かった」と指
摘し、罰金20万円とした。
審の有罪判決を破棄して無
罪を言い渡しました。

→関連④面

介護中の事故をめぐる捜
査当局が真例の捜査と個人
の刑事責任を問い、一審が
それを否認した事件。弁護
団は無罪判決後の声明で、
介護関係者から「介護が
萎縮し後遺する」と不安や
懸念が出ていると指摘し、
検察に上告断念を強く求め

長野県の特別養護老人ホ
ムで入居女性が死亡し、
業務上過失致死罪に問われ
た准看護師の控訴無罪判決
で、「無罪判決」の垂れ幕
を掲げる支援者(28日午
後、東京高裁前(共同通信)

ました。
昨年3月の一審長野地裁
松本支部判決は、女性に
「食事を丸のみしてしまう
傾向があった」とし、望恩
防止などのため、事故6日
前におやつがせりーに変更
されたのに、准看護師が確
認を怠ったとしていまし
た。
今回の判決は、女性が
「入所後からトナツのほ
かまじゅうやたら焼きな
どを食べていたが望恩を招
くような事象はなかった
」と指摘。せりーへの変更は
主に「感染症対策のため
嘔吐防止を目的としてい
た」としました。

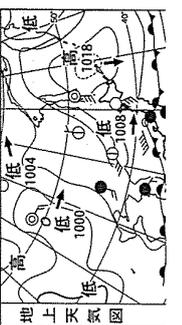
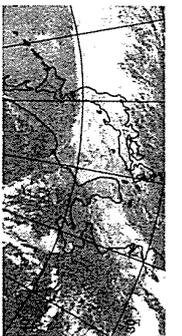
またその変更は介護士の
詰め所で保管されていた介
護資料に記載されていたも
の、「看護師に対する引き
継ぎのためのものとは認
められない」などと認定。

一審が「准看護師が勤務の
際にその資料を確認する義
務があった」とした点を
「飛躍がある」と批判し、
トナツを提供したことが
「刑法上の注意義務に反す
るとはいえない」と結論付
けました。

一審判決についてはさら
に、「トナツによる望恩
と死亡の具体的な予見可能
性を検討すべきなのに、そ
れをしないまま(准看護師
の)過失を認めた」とも批
判しました。

入所女性は13年12月、ト
ナツを食べた後に意識を
喪失し、14年1月に死亡し
ました。准看護師は同ら月
に書類送検され、同12月に
在宅起訴されました。

なりました。選
れながらも朱む
の誇り。彼らの
引き継がれまし
かいを描いた藝
「モノ」が日本を
ます。タイトル
にもある「こと
初めて試みられ
の名称でもある
女性監督のオム
史実をもとに熟
を誘いながら、
は15世紀半はだ
を集め、つら
います。「証
公布し、歴史を
ました(朝鮮
人ひとりにて
民族共通の証し
は民族の精神を
映画にも出てく
抑圧のなみでも
ない存在をつな
の意義を。こう
歴史にいた事実
ます。戦後、朝
完成に至りまし
切にする思いは
同じでしょう
いまの日本はど
たちの言葉の軽
取りざたされて
や社会の土台を
の言葉や意味の
に無反省なた



緊急

特養・あずみの里裁判に無罪判決！

上告断念を求める要請署名にご協力ください

各位

2020年7月28日

特養あずみの里「業務上過失致死」事件裁判で無罪を勝ちとる会
あずみの里裁判支援中央団体連絡会

日頃より、長野・特養あずみの里「業務上過失致死」事件へのご支援・ご協力ありがとうございます。

本日7月28日、東京高等裁判所第6刑事部(大熊一之裁判長)は、本件について、一審判決を破棄し、山口けさえさんに無罪判決を言い渡しました。全国から多くの方々にご支援いただき、逆転無罪を勝ち取ることができました。心より感謝申し上げます。

この判決を確定させるために、東京高等検察庁に上告断念を求める要請を行います。検察が無罪判決を不服として、最高裁で争う場合の上告期限は、判決から2週間です。今回は8月10日(祝日)になりますが、期限日の最終日が休日の場合は順延しますので、8月11日が上告期限となります。

検察に上告断念を決断させるため、別紙の「長野・特養あずみの里業務上過失致死事件の上告を断念するよう強く求めます」の要請署名に団体名を記入(団体印でも可)いただき、8月6日(木)までにメールもしくはファックスで下記集約先までご送付ください。

上記のとおり、上告期限は8月11日となりますが、休日の関係で締切日を8月6日としました。短期間での取り組みとなりますが、ご協力をよろしくお願い致します。

<集約先>

あずみの里裁判支援中央団体連絡会

〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7階

全日本民主医療機関連合会気付

FAX 送付先 03-5842-6460

e-mail 送付先 min-syaho@min-iren.gr.jp

集約期限8月6日

東京高等裁判所の無罪判決を真摯に受け止め、

長野・特養あずみの里「業務上過失致死」事件の 上告を断念するよう強く求める要請書

東京高等検察庁 御中

7月28日、東京高等裁判所第6刑事部は、長野・特養あずみの里「業務上過失致死」事件（平成31年（う）第791号）の控訴審において、一審有罪判決を破棄し、山口けさえさんに無罪判決を言い渡しました。

東京高裁判決は、亡くなった利用者Aさんの隣で全介護が必要な方の介護をしていた山口さんに、「女性の死亡を予見できる可能性は相当に低」く、「間食の形態を確認せず本件ドーナツを提供したことが刑法上の注意義務に反するとは言えない」として、一審判決の誤りを厳しく指摘しました。

この高裁無罪判決には、介護関係者から「高齢者の尊厳と人間性を尊重した介護の未来に道を開くもの」として歓迎の声が寄せられています。また、多くの新聞の社説やマスコミ報道は、今回の無罪判決を高く評価しています。

そもそも本件は、介護施設で起きた利用者の突発的な異変について十分な医学的検討も行わず、刑事事件として起訴した、前代未聞の事件です。Aさんの死因は、窒息死でなく脳梗塞であることは弁護団が提出した専門医の意見書で明らかです。

警察は、亡くなったAさんの死因について医学的な検討をすることもなく、当日の職員の動きや利用者の状況などについての検証も不十分なまま、見込み捜査で立件したものです。そして、警察の杜撰な捜査をチェックすべき検察も安易に起訴しました。検察は、本件での捜査、公判活動こそ反省すべきです。

私たちは、貴庁が無罪判決を真摯に受け止めて、いたずらに上告することなく、判決を確定させることを望みます。また、東京高裁判決が、弁護団の死因についての詳細な主張立証を尽くす努力を認めつつも、山口さんが起訴されてから既に5年以上が経過しており、山口さんの行為と被害者の死との間の因果関係等の検討に時間を費やすのは相当でないとした配慮を十分に理解し、潔く判決に従うことを強く求めます。

2020年 月 日

団体名

印

8月4日・中央社保協介護政策チーム事務局会議

- 日時：2020年8月4日(火) 13時30分～15時30分
- 会場：Zoom 会議室
- 出席：林、日下部、米沢、是枝

1. これまでの議論の到達点(前回介護障害者部会の報告より)

「介護の提言」案の今後の進め方について

- ・ 提言の構成について

「1.20年目に入って介護保険制度」～「6.介護保険制度20年をふりかえって」の部分を圧縮し、「7.これからの日本の介護を展望する「提言」」部分を「本文」とし、1～6については解説資料とする。その方向で検討する。

コロナ禍を受けての補強が必要となる。

- ・ 提言内容について

現制度改善を基本としつつ、「全額公費方式」の問題提起も行うにあたってもう少しそのイメージも付記したものとする。その方向で検討する。

- ・ 今後の進め方

8月4日(火)介護政策事務局チーム会議を開催…問題意識を出し合い検討する

8月5日(水)介護・障害者部会

2. 提言案の議論

- ① 「1.20年目に入って介護保険制度」～「6.介護保険制度20年をふりかえって」の部分を圧縮についての文書提案

- ② 7章の提言内容の検討

- ③ 加盟団体である日本共産党よりの提案(梅津さんより)

「全額公費負担」について

- ・ わが国の社会保障制度は、公費と保険制度の組み合わせで実施されている。これの改善を求める一致点で行動する・・・このことに社保協内で違いはない。社保協やこれまでの各団体の運動も、介護保険制度のそのどちらに対しても公費を増やせ、保険料の減免、保険は必ずし反対などと運動してきた。

- ・ 社会保障改悪とのたたかい、改善の運動を、公費か保険かの議論にかえてはいけないのではないか。「公費でないとだめだ」（介護保険の廃止）、そのことが議論の焦点、となる
といまの現実のたたかいの中での一致点にはならないので—特に広い団体との間で—中央社保協のまとめ、主張として出していくのはまずい。
- ・ 「全額公費にすべきという議論があります」と、学者の声やとくに公費に関係する団体
などの声を紹介するのはOK、事実の問題。でも社保協が全体の方針や論点であるとい
うのはだめではないか。

※日本共産党（梅津さん）問題とする一文

「その際、医療保険と同様、現在の社会保険方式を維持し、進化させていくことを追求する
のか、それとも現在の介護保険制度は廃止し、全額公費方式の制度として再構築すること
をめざすのかは、介護保険制度の現状と経過をふまえた「今日的な」論点となるだろ
う」

—全額公費が唐突に出てきます。

「再設定」までで、保険給付の制限をなくし、利用料を廃止し、国庫負担を増やし（消費税でな
く！）介護従事者の待遇改善、施設整備もしっかり進める、これに向かうことで、当面の中心課題
は尽きているのではないか。

（これ自身、粘り強く勝ち取っていく課題であり、希望ある方向です。だいたい政治も変わって
るはず。さらにその先に、高齢者が尊厳をもって豊かに生きていける社会や社会保障制度、国
のあり方がどのようなべきかは、こういう達成の後にその社会の人々が考えることではない
か。）

3、今後の進め方

介護心中・介護殺人、介護離職、認知症での家庭崩壊など介護問題が社会的問題となる中で、介護保険は「介護の社会化」を謳い文句に 2000 年 4 月導入されました。法案の論議から問題点を指摘する声もありましたが、介護をめぐる厳しい状況から期待する声もありました。

しかし、その国民の期待に応えるものとなっていないのではないかと考えます。その根本的な問題として、給付と保険料が直接連動する仕組みとなったため給付の伸びをできるだけ抑制する、保険料は確実に徴収するという財政上の規律が根強く作用する制度となっている、など制度の問題があげられると考えています。このことが国民の願いに応えていない制度に進んでいく根幹にあるとともに、政府・厚労省の狙いでもあったと言えるのではないのでしょうか。

新型コロナウイルス感染の拡大の中、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。
 ・・。

私たちは、この「提言(案)」を提起し、20 年を迎えた介護保険制度の問題点を解明するとともに、その改革の方向性、そして限界が指摘されている介護保険制度に代わるべき本来あるべき日本の介護の方向性を示し、国民全体の議論と改革の運動を提起していきます。

1. 20 年目を迎えた介護保険制度～国民の期待と看過できない現状

2000 年 4 月にスタートした介護保険は、20 年を迎えました。人にたとえると、生まれた子供が成人式を迎えるほどの年月が経過したことになります。

先述したように介護保険は、介護を社会で支えるという「介護の社会化」の期待を背負って始まりました。開始当初は、「サービスが自由に選択できる」「契約によって権利関係が明確になる」「多様な事業所が競い合って質の向上が図れる」などのメリットが喧伝され、事業所数や施設数も急増し、利用者数も増加をし、介護保険が社会の中で定着してきたように見受けられます。

定着したもの的一方では「介護の社会化」と呼ぶには程遠い実態も浮き彫りになってきています。確かに総体としての介護サービス量は増えましたが、利用者やその家族にとっては必要なサービスが受けられない状況が広がっています。家族の介護負担は依然として大きく、介護離職はいまだに年間約 10 万人で推移している、介護殺人や介護心中という事件も後を絶ちません。

さらに対象となる高齢者の増加と需要の増加に対して介護職員の確保は追いつかず、人手不足は年々深刻化しています。要因は、全産業平均よりも 9 万円も低い介護従事者の賃金にあり、介護報酬の低水準が背景にあります。

2. 介護保険の実相

介護保険をめぐって、現実にはどのようなことが起こっているのでしょうか。利用者・家族、介護サービス提供事業者、介護従事者の視点から見てみましょう。

① 利用者・家族にとって

まずは、介護サービスの利用料負担は大きく、年金など「懐具合」でサービス利用を考えざるを得ず「サービスを減らす」「利用そのものを中止する」事態もあります。また、給付額の上限があるため必要とするサービスが十分提供されなかったり、「要介護認定」が実態とは異なり軽度で判定され利用に制限がかかったりします。特別養護老人ホームへの入所も「原則要介護3以上」とされ保険料を払っていても入所ができないのです。介護保険料はますます値上がりし当初の●倍となり未納者は●●万人となっています。

② 介護事業者にとって

介護事業所の職員不足は慢性化、深刻さを増し、加えて低く据え置かれた介護報酬の下で事業経営の困難が続いています。マイナス改定が続いていますが特に2015年改定の影響は大きく、倒産、廃業に至る事業所がそれ以降急増しています。また、人手不足の中、多くの事業所で募集をしても集まらず、新規の利用者の受け入れに困難が生じ1割強の特養ホームでは入所制限をするなど、介護事業の縮小・休止が起こっています。そして、職員不足が労働環境の悪化につながり離職が加速、そのことが経営悪化へ直結しさらなる職員不足となる「負の連鎖」から抜け出せない状況が広がりつつあります。

③ 介護従事者(労働者)にとって

介護事業では、介護支援専門員(ケアマネージャ)や介護福祉士などが介護職員として従事していますが、「総合事業」での生活援助などを中心に「ボランティア」に移行していく制度が導入され「介護の専門性」を否定する方向となっています。しかし、実際の介護現場では、利用者のおかれている実態と生活要求から出発し、利用者の生活と権利を守るための介護サービスの提供のための努力が日々行われており、高い専門性を持って介護従事者は取り組んでいます。にもかかわらず、平均賃金は全産業平均より8万円(9万円?)も低く、必要とする生計費を確保することができず、結婚や出産を機に退職する職員も後を絶たない実態が続いています。介護施設の人員配置基準は極めて不十分で、しかも法定基準を下回る施設も多くみられます。政府は、介護の人手不足の解決策として、介護ロボットやIT化を導入し「生産性の向上」を企図していますが、利用者・要介護者の「個性」や「ニーズ」を重視することはますます失われていく危険性があります。

3. 介護保険の制度的問題点(構造的な問題点と施行後の経過)

利用者にとっては、サービス利用を妨げる制度そのものの「構造的欠陥」(問題点)があります。

- ① 第1の問題点は、利用者にとっては、サービスの利用に至る手続きも、申請から訪問調査、要介護度の判定、ケアマネジャーや事業者との契約といった何段階もの“ハードル”をクリアしなければならず、医療保険とは全く違う仕組みとなっていることです。

- ② 第2の問題点は、介護サービス給付の抑制がされる一方で保険料・利用料などの負担増が継続して実施されている点です。具体的には、受益者負担増が徹底されていることがあります。制度開始当初は1割負担だった利用料は、収入額によって2割負担、3割負担が導入され、また低所得者お利用料負担を低減する「補足給付」も適用要件が厳しくなっています。さらに給付の側面では、全体的な抑制と共に「重点化・効率化」の名による中重度への給付シフト、軽度者へのサービスや生活を支える生活援助などのサービスの縮小・切り捨てが進められてきました。2015年からは「総合事業」が全市町村で義務化され要支援1,2の訪問介護、通所介護(デイサービス)が、ボランティアへの移行などを含む体制削減が進み、予防給付費の大幅削減が図られました。加えて、事業所に支払われる介護報酬は低く固定化され、同時に「加算」による軽度から重度への利用者シフトが強められました。
- ③ 第3の問題点は、「自立」理念が書き換えられたことです。必要な介護サービスを利用してその人らしく生活していくという考え方から、「自立=サービスがいない状態」とされました。「自立支援」とは「介護保険からの卒業」を意味し、軽度給付の縮小・切り捨てが加速しました。
- ④ 第4の問題点は、介護職による医療提供が法律上容認され、現在は「たんの吸引」「経管栄養」の2つに限定はされているものの在宅や施設での医療行為実施者の拡大が狙われています。
- ⑤ 第5の問題点は、財政的インセンティブの導入が2018年度から導入され、「自立支援」などに成果を挙げた自治体に「成績」に応じて交付金を傾斜配分する「保険者機能強化交付金制度」「介護保険保険者努力支援交付金」が始まっています。給付抑制に自治体を駆り立て、競わせる仕組みあり、保険者機能自体を大きく歪めるものです。

4. なぜ、こうした問題点が生まれ、増幅してきたのか(医療・福祉との一体改革へー地域共生社会構想への接続)

- ① 第1には、介護保険制度が、地域包括ケアシステムの確立の受け皿、医療改革・地域医療構想(病床削減)の受け皿として位置づけられてきたことにあります。「入院から在宅へ」「医療から介護へ」「介護から市場・ボランティアへ」と患者・利用者を「川上から川下」へ押し流し、「自助・互助」を優先させるという「基本理念」が背景にあったことがあげられます。
- ② 第2には、介護保険制度が、地域包括ケアの「深化・推進」のため、福祉との一体改革も目的とし地域共生社会の実現のためにも位置づけられてきたこともあります。2017年社会福祉法改正で創設された「地域共生社会」では、高齢者と障害者に一体的にサービスを提供する方向を明確にし、将来的に両者の施策を「統合」させる布石ともなると考えられます。
- ③ 第3には、「地域共生社会」は住民ひとりひとり、地域の諸団体が地域の生活課題を「我が事」と捉え主体となって問題解決にあたることを法的に定義されました。その伴い高齢者、障害者、子ども・子育て世代、生活困窮者なども対象にした「全世代型」の地域包括ケアの方向性が位置づけられました。

誰も否定しがたい「共生」を掲げ、必ずしも政府の思惑通り進んでいない「地域包括ケア」の底上げと公的給付・地域福祉の「互助化」「効率化」をはかることに本質的な狙いがあるのです。

5. このままでは「持続“不”可能」な制度に

政府は「制度の持続可能性の確保」を掲げてきましたが、現状の介護保険制度は「給付」「担い手」「財政」の3つの側面で危機的事態に直面していて、このままでは「持続“不”可能」な事態に行きつくことになりかねないと考えられます。

- ① 第1に、必要な「給付」が保障されない「保険あって介護なし」の事態の広がり、そのもとで制度への信頼が低下している問題です。保険方式のメリットとして喧伝されてきた「サービスの自由な選択」は、経済的事情が許す範囲の選択に過ぎず、保険料を支払っていても利用が制限される事態になっています。「国家的詐欺」との批判もあります。
- ② 第2に、打開の方向性が見いだせない深刻な担い手不足の問題があります。2025年には33万人に及ぶ介護職員の不足が見込まれていて、介護福祉士養成校では定員割れが続いています。根本問題として介護職員の低賃金問題があります。
- ③ 第3に、保険財政の破綻を招きかねない事態が招来しつつあることです。第7期介護保険事業計画(2018年～20年)の基準額平均が月額5869円となり、1万円近い市町村もあります。「介護給付費の増大に見合った介護保険料を確保できない」事態が早晩到来し、そもそも保険制度として維持できなくなる恐れもあります。

こうした事態にもかかわらず政府は、ケアプランの有料化、要介護1,2の生活援助等の地域支援事業への移行、老健施設などでの多床室での居住費の徴収、補足給付の資産要件の見直しなどの改悪に着手しようとしています。

さらに2019年9月には「全世代型社会保障検討会議」を新たに立ち上げ、大幅に増大する社会保障費の削減のために抜本的な「給付と負担の見直し」の方向を定めるとしており、介護保険では、利用料の原則2割負担化などの大改悪が盛り込まれる危険性があります。

これらの制度改悪は、前述した介護保険をめぐる危機的事態にさらに拍車をかけるものとなるでしょう。誰のため、何のための「持続可能性」なのか、介護保険を医療・福祉制度改革の手段にしていいのか、改めて正面から問うていく必要があると考えます。ケアプランの有料化など当面計画されている制度見直しの即刻中止ともに、「介護保険20年」の全面的な検証、「介護の社会化」の真の実現に向けた抜本的制度改革が求められている。

6. 介護保険制度20年を振りかえって

要約は結構難しい！

7. これからの日本の介護を展望する「提言」づくりに向けて一論点の整理

(1) 政府が示す次期制度見直しの方向一さらなる改悪の検討中止を求める

2019年2月、厚労省・介護保険部会が介護保険の次期見直しの論議を4月からスタートさせた。検討事項として挙げているのは、①介護予防・健康づくりの推進、②保険者機能の強化、③地域保険としての地域包括ケアシステムの推進(地域のつながり機能・マネジメント機能の強化)、④認知症「共生」「予防」の推進、⑤持続可能な制度の再構築、介護現場の革新の5点であり、「改革工程表」や2040年に向けて厚労省が打ち出した社会保障制度改革に対応させた内容となっている。

参院選終了後からは、「給付と負担の見直し」(＝「持続可能な制度の再構築」)の本格的な検討が開始され、8月29日の介護保険部会において以下8点の「今後の検討事項」が提示された。各項目に対する厚労省事務方からの提案は今後の部会で行われる。()内は参考資料などで現在までに示されている内容である。※以下、審議の状況に応じて修正・補足

- ・ 被保険者・受給者範囲(被保険者を30歳以上に引き下げ)
- ・ 補足給付に関する給付の在り方(資産要件の拡大＝固定資産税の申告に基づき不動産を勘案)
- ・ 多床室の室料負担(老健、介護療養、介護医療院多床室での居住費徴収＝基本報酬の減額)
- ・ ケアマネジメントに関する給付の在り方(ケアプランの有料化＝定額制もしくは定率制)
- ・ 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方(要介護1、2の生活援助等を地域支援事業に移行。「等」に該当するデイサービスが例示されている)
- ・ 高額介護サービス費(前回「改正」に続き、負担上限額の度引き上げ、高額療養費制度に合わせる)
- ・ 現役並み所得、一定以上所得の判断基準(利用料2割、3割の対象拡大＝原則2割化への布石)
- ・ 現金給付(新たな保険給付として制度化、家族介護の評価、ねらいは人手不足対策?)

このうち大きな論点とされているのが「ケアプランの有料化」である。仮に実施されれば、ケアプランの料金を払えないためにすでに利用しているサービスを減らざるを得ない、もしくはそもそも最初から介護保険の利用から排除されてしまう深刻な事態が広く生じること予測される(介護保険版“水際作戦”)。

その他にも、財政インセンティブの拡大策として、保険者機能強化推進交付金に「調整交付金」を活用することが検討課題として盛り込まれた。自治体を給付抑制競争にいつそう駆り立て、保険者機能を根本から歪める危険性がある。

政府は、12月中旬までに介護保険部会の「意見」をとりまとめるとしている。その後、厚労省が「改正」要綱を作成し、閣議決定を経て来年1月から開会される2020年度通常国会に「改正」法案を提出するスケジュールが想定されている。(併せて「地域共生社会」の検討会が中間とりまとめを行い、「丸ごと」相談体制の確立など社会福祉法「改正」案の国会上程を予定。前回「改正」と同様、一括法案となる可能性大)。

さらに、政府は9月に「全世代型社会保障検討会議」を新たに立ち上げ、抜本的な「給付と負担の見直し」に着手した。団塊の世代が後期高齢期に入り、介護・医療需要が急増する2022年～24年に照準をあて、社会保障費のこれまで以上の大幅な抑制をねらう。利用料負担の原則2割化や要介護2以下のサービスの地域支援事業への移行、生活援助や福祉用具の保険はずしなど、財務省(財政制度等審議会)がこれまで提案してきた大規模な改悪案が相当程度取り込まれることが予測される。さらに会議の構成員として、政府の成長戦略を牽引する「未来投資会議」や自治体機能の新たな再編方針をとりまとめた審議会のメンバーが入っており、介護・社会保障の「産業化」「互助化」を推進する布陣となっている点も見逃せない。

政府の政策の本質をとらえ、介護・社会保障制度の改善を求める声と共同を地域、介護現場から大きく広げ、

さらなる制度改悪を断固阻止しなければならない。

(2) 現行介護保険の抜本改革構想—制度の「再設計」を求める

前述したように、現在の介護保険がこのまま推移すれば、「給付」「担い手」「財政」(サービス・ヒト・カネ)という3つの側面から制度自身が破綻に至る公算が高い。それを回避しようとする、現在の政府の政策の枠組みではさらなる給付の削減を付け焼き刃のように繰り返すしか手段はなく、そうなれば「制度あって介護なし」といういっそう深刻な状態に一路突き進むことになるのは間違いない。

日本は世界に類をみない高齢社会に突入した。政府の推計でも今後介護需要がいつそう増大していくことが見込まれている。介護を必要とするすべての人に、適切な介護が保障されるよう、現行介護保険の抜本的な改善＝制度の「再設計」は急務となっている。

「再設計」とは、現行の保険方式のもとで、憲法 25 条に裏打ちされた「必要充足」保障を貫く制度に接近・転換させることを意味する。一人暮らしでも、家族が同居していても、認知症になっても、経済的な事情がきびしくても、介護で困った時に本当に役に立つ保険制度(真つ当な社会保険)に変えるということである。

制度の「構造的欠陥」を是正・改善する「再設計」を進め、「制度の持続可能性」を確保するために、以下の「給付と負担」「提供体制」「財政対応」の見直しが必要となる。当然それらは制度の根幹に関わる部分の大幅な見直しを伴う。これらを実現するためには、すでに自治体関係団体が要望しているように、保険財政における国庫負担割合の大幅な引き上げ(高齢者の介護保険料負担分の圧縮)が必須となる。介護職員等の処遇改善は、介護保険から切り離して一般財源を充当することが適当と考える。

※ 以下の内容は、福祉国家研究会編『老後不安社会からの転換』から抜粋しました。今後、各団体との協議で練り上げ、具体化する必要があると考えます。

<給付と負担のあり方の見直し>

- ・ 過度な「保険原理」の是正
 - － 区分支給限度額、要介護認定制度の廃止、公的責任による新たなマネジメントシステムの確立
 - － 拠出原則の是正、介護保険料の定率化、年金天引きの廃止、未納者・滞納者に対する制裁措置の撤廃、法定減免制度の創設
- ・ 保険者の介護保障責任に基づく現物給付方式への転換
- ・ 給付体系の再編
 - － 医療系サービスの医療保険への移行、マネジメント機能・生活支援・予防事業などの一般財源化
- ・ 応能負担への転換
 - － 利用料の廃止、少なくとも低所得層(市町村民税非課税者)の利用料を廃止
- ・ 事後規制の是正
 - － 介護給付費の削減を目的にした「適正化」事業の廃止
- ・ 保険者機能強化推進交付金(財政インセンティブ政策)の廃止

<提供体制のあり方の見直し>

- ・ 介護報酬(基本報酬)の底上げ、サービス利用の対価ではなく、人件費などの必要経費の補償する方式への転換
- ・ 介護基盤整備への国・自治体の財政支援の強化、地域の実情に応じた自治体直営事業の実施
- ・ 緊急、抜本的な介護職員の処遇改善・労働環境の改善、専門的裁量権の発揮

- ・ 提供主体の非営利性の担保

<財政対応のあり方の見直し>

- ・ 公費負担(財政調整交付金部分を除く国庫負担)割合の引き上げ
- ・ 別枠での恒常的公費投入－介護従事者の処遇改善、介護保険料の軽減、マネジメント・福祉・予防 事業などの一般財源化、基盤整備に対する財政的支援の強化

なお、これらの内容は抜本的な改革案であり、当然一足跳びに到達しうるものではない。例えば、「利用料について、2割・3割負担を元の1割負担に戻す」など「当面の要求」と関連づけて整理すべき課題もある。また、区分支給限度額の撤廃、利用料の廃止にまで至らなくても、区分支給限度額の大幅な引き上げ(もしくは最重度である要介護5の限度額の撤廃)や、所得に応じた利用料の免除・減額が実施されれば、低所得、重介護であっても介護保険を利用しながら在宅での生活を継続できる条件が広がる。「再設計」とは、こうした段階的・部分的な改革を積み重ねながら、利用を制限する仕組みを徐々に改善・解消し、必要時に必要な介護が保障される制度につくり変えていく一連の過程である。

(3) 高齢者介護保障のあり方に対する国民的な議論を

前節(2)では、利用者・家族、介護現場の現状の困難を解決するために、また介護保険の制度的な危機を打開するために、「必要充足」原則を土台にすえた介護保険制度の「再設計」の課題を示した。

しかし、高齢者介護の充実をめざす取り組みはこれにとどまらない。憲法 25 条・13 条を土台にすえ、軽度であれ、重度あれ、また在宅であれ、施設であれ、ひとりひとりが自分に最もふさわしい療養、介護の場を自由に選択(決定)することを可能とし、住み慣れた地域で自ら望む生活を継続することを真に支える高齢者介護保障制度の確立が求められる。その際、医療保険と同様、現在の社会保険方式を維持し、進化させていくことを追求するのか、それとも現在の介護保険制度は廃止し、全額公費方式の制度として再構築することめざすのかは、介護保険の現状と経過をふまえた「今日的な」論点となるだろう。

特に後者においては、第 1 に、なぜ介護保険を「廃止」しなければならないのか、第 2 に、「廃止」した後どのような制度を具体的に構想するのかという 2 つの論点を掘り下げ、多くの高齢者・国民が希望をもって合意できるビジョンをつくりあげなくてはならない。いずれにせよ、どのような方向をめざすにしても、利用者、事業所、介護従事者、地域の現状から出発し(実態論)、財源をふくめてその打開にふさわしい構想を示し(政策論)、それを実現させる道筋(運動論)を明らかにすることが必要である。

政府の介護制度改革は広範にわたり、スピードも速い。利用者と家族は翻弄され、介護現場は日々目の前の対応に追われ、全体として閉塞感が広がっている現実がある。しかし、そのような状況におかれているからこそ、繰り出される個々の改悪案に抵抗することと併せ、介護保険の根本的な矛盾や本来求められる高齢者介護の制度的保障のあり方、改革の方向について、多くの人たちと議論し共有し合うことが改めて大切になっているのではないかと。

「介護保険 20 年」というひとつの節目の時期でもある。現行介護保険の改善・「再設計」を通して給付実績を積み重ねながら、あるべき高齢者介護保障制度の確立に向けて、国民的な議論を進めていくことが求められている。

8. さいごに

介護提言／検討ポイント(第7章)－原文(提言案)の項目に青字部分を追加

2020・8・4 全日本民医連 林

- “「介護の社会化」をめざす”“介護保険の「原点」に立ち返る”
 - ⇒ 「介護の社会化」「原点」とはどのようなものであったか
 - ※岡崎:「社会化」には複数のルートがある(2019・11・10)
 - 「共同化」としての社会化—人々の助け合い、支え合いで引き受ける
 - 「公共化」としての社会化—公共的専門的な受け皿・体制で引き受ける
 - 「商品化」としての社会化—市場でのサービス商品と個人のお金との交換により引き受ける
- 改革の基本原則
 - ・ 社会サービス制度が備えるべき「必要充足」の原則
 - その実現のための制度として、「現物給付」(応能負担)の実施、「非営利原則」の担保
- ◎ 新たな局面＝「新しい生活様式」への対応、「アフターコロナ」を展望した制度のあり方
 - ・ 社会的距離と介護 ← 効率化・合理化、利用者置き去り…
- (1) 政府が示す次期制度見直しの方向—さらなる改悪の検討中止を求める
- 「介護保険制度に関する意見」(2019年12月)以降の介護制度改革をめぐる情勢の新たな動き
 - ・ 全世代型社会保障検討会議「中間報告」「第2次中間報告」、「骨太方針」+「成長戦略実行計画」
 - ・ 芝田 赤旗記事
- (2) 現行介護保険の抜本改革構想—制度の「再設計」を求める
 - * 現行の社会保険方式の枠内での改革(「まっとうな社会保険」へ)
 - * 現行介護保険の制度設計
 - ・ 現物給付でなく、利用者との直接契約によるサービス費の補償(現金給付)+代理受領システム
 - ・ 営利企業もふくめた多様な供給主体の参入を容認
 - * 「モデル」としての医療保険—めざすべき方向＝「国民皆保険体制」の維持と強化
 - ・ 現物給付方式(ただし不完全…応益負担、提供体制問題)
 - ・ 配当禁止(非営利) → 営利企業の参入排除
- <給付と負担のあり方の見直し>
- 過度な「保険原理」の是正 → 「保険原理」＝収支相当原則(負担なくして給付なし)
 - ・ 区分支給限度額、要介護認定制度の廃止、公的責任による新たなマネジメントシステムの確立
 - ・ 過度な拋出原則の是正、介護保険料の「定率化」、年金天引きの廃止、未納者・滞納者に対する制裁措置の撤廃、法定減免制度の創設(国保44条相当)
- ~~○ 保険者の介護保障責任に基づき現物給付への転換~~
- 保険者の介護保障責任を法律上明記、サービス費補償方式+代理受領の廃止
- 給付体系の再編

- ・ 医療系サービスの医療保険への移行、マネジメント機能・生活支援・予防事業などの一般財源化

○ 応能負担への転換

- ・ 利用料の廃止、少なくとも低所得層(市町村民税非課税者)の利用料を廃止
- ・ (当面=1割負担に戻す)

○ 事後規制の是正

- ・ 介護給付費の削減を目的にした「適正化」事業の廃止

○ 保険者機能強化推進交付金(財政インセンティブ政策)の廃止

<提供体制のあり方の見直し>

○ 介護報酬(基本報酬)の底上げ、サービス利用の対価ではなく、人件費などの必要経費の補償する方式への転換

○ 介護基盤整備への国・自治体の財政支援の強化、地域の実情に応じた自治体直営事業の実施

○ 緊急・抜本的な介護職員の処遇改善・労働環境の改善、専門的裁量権発揮のための環境整備

- ・ 全額公費負担による、全介護従事者の給与の全産業平均水準までの引き上げ

○ 提供主体の非営利性の担保

- ・ 事業指定のあり方の見直し、指定更新制の見直し、一般社団法人への転換、新たな法人格の創設

<財政のあり方の見直し>

※「保険料と給付とジレンマ」の解消

○ 公費負担(財政調整交付金部分を除く国庫負担)割合の引き上げ

- ・ 厚労省の抵抗(言い分) → “50:50の比率を変えると保険制度としての質が変わってしまう”

○ 「給付単位」と「財政単位」の分離 ~横山案/構想研

- ・ 給付、制度の運用は市町村単位で、財政は全国一本で(ドイツ「疾病金庫」のようなイメージ)

○ 別枠での恒常的公費投入—介護従事者の処遇改善、介護保険料の軽減、マネジメント・福祉・予防事業などの一般財源化、基盤整備に対する財政的支援の強化

○ (付随して) 老人福祉制度の拡充—介護保険で対応できない部分(保険料拠出を前提)のカバー

(3) 高齢者介護保障制度のあり方に対する国民的な議論を

★ 新たな高齢者介護保障制度(=全額公費負担制度)への転換

- ・ 高齢者介護の充実をめざす取り組みは、介護保険の「再設計」にとどまらない
- ・ 憲法 25 条・13 条を土台にすえ、軽度であれ、重度あれ、また在宅であれ、施設であれ、ひとりひとりが自分に最もふさわしい療養、介護の場を自由に選択(決定)することを可能とし、住み慣れた地域で自ら望む生活を継続することを真に支える高齢者介護保障制度の確立が求められる。
- ・ その際、

[1] 医療保険と同様、現在の社会保険方式を維持し、進化させていくことを追求するのか、
[2] 現在の介護保険制度は廃止し、全額公費方式の制度として再構築することをめざすのか
は、介護保険の現状と経過をふまえた「今日的な」論点となる。

・ [2]について2つの論点

① なぜ介護保険を「廃止」しなければならないのか

② 「廃止」した後どのような制度を具体的に構想するのか

・ どのような方向をめざすにしても、出発点としての「実態論」と、その打開のための「政策論」、実現に向けた「運動論」が必要

○ なぜ、介護保険を「廃止」しなければならないのか

・ 「保険原理」と設計との乖離

・ わざわざ高リスクの対象者を集めて保険制度を編成(⇔「大数の法則」)

→ 高齢者＝要介護、低所得(保険料の基準額＝住民税非課税)

・ さらに、制度の当事者である高齢者、制度を支える現役世代(中間層)の経済状態がきわめて悪化(年金、税制、雇用) → 財政維持の困難 → 給付削減・負担増

・ 「保険事故」を事前に想定し、それに合わせた給付

・ 給付内容の「定型化」「標準化」と、生活の個別性・総合性・継続性との乖離

○ 廃止した後、どのような制度を構想するか

・ 「必要充足原則」の貫徹～現物給付(応能負担)、非営利原則

・ 財源源方式＝全額公費負担方式

○ 介護保険「廃止」論は広く国民に受けとめられるか

・ 「廃止」ではなく、介護保険制度の改善を積み重ねる中で、その積極面と限界を明らかにしつつ、財源方式もふくめたよりよい制度に切り替えていく

・ 旧優生保護法下での強制不妊手術問題

1996年:旧優生保護法の「廃止」ではなく、母体保護法への「改正」(優生条項などの削除等)

2020年「介護・認知症なんでも無料電話相談」実施要綱案(Ver3)

1. 実施概要

- ① 日程：2020年11月11日(水)10時～18時
各県社保協の実施日・時間帯については、要相談
 - ② 主催：中央社保協、東京社保協、認知症の人と家族の会
 - ③ 目標：参加県社保協 30 県、相談件数 300 件
(2019 年は、24 県 252 件の相談)
 - ④ 場所：東京労働会館 並びに 各県社保協の指定場所
フリーダイヤル番号 0120-110-458
 - ⑤ 電話相談の意義
 - ・ 今年は、コロナ禍の中で通所介護系を中心に打撃が大きく、困難を抱える利用者・家族が増加するものと考えられる。改めて、全県社保協が相談窓口設置の検討・協議をお願いします。
 - ・ コロナ禍の状況も踏まえ、相談先を待っている多くの方の期待に応え寄り添い、その当事者の皆さんの思いや願い、要求を実現する取り組みにつなげていく。
 - ・ より多くの事例を元に、介護改善運動につなげていく。特に、各県・市町村との懇談や自治体キャラバン等で要望を提出し、要求実現・問題解決につなげる。
 - ・ 社保協の運動を広げ、存在意義を広げる
 - ⑥ 電話相談実施の援助(中央社保協)
 - ・ 電話相談を実施するための準備や実施方法、体制などを示し、初めて参加の社保協を援助する。
 - ・ 相談対応については、2019年相談内容などを参考にする
- ※各県社保協の判断で、相談内容については広げる検討は行うものとします

2. 相談先(電話相談番号)を広く知らせるために

- 社保協並びに加盟・友好・協力団体内での徹底した広報活動を重視しましょう
- ① 民医連、医療福祉連、保険医協会などの診療所や病院でのチラシの掲示・配布、宣伝の協力依頼を強める。
※告知の「版下」、チラシを元に
 - ✓ 民医連、医療福祉連、保団連へのお願い内容
 - 病院、診療所、介護事業所などでの患者、利用者への宣伝強化
 - 友の会、各医療生協などのニュース、発行雑誌等での宣伝
 - ✓ 当面、チラシはメールやHPからダウンロードをお願いする
- ② 各団体・労働組合の新聞やニュース、出版物などに掲載依頼を強める
 - ✓ 告知の「版下」、チラシの作成・配布
 - ✓ 介護・認知症に関連する定型記事の配信
 - ✓ 各団体・労働組合発行の新聞・雑誌などへの掲載の依頼(要請)
 - ✓ 各県・地域での発行物への掲載の依頼(要請)

③ 各県社保協であらゆるつながりを活かした宣伝等の具体化

○ マスコミ対応を重視しましょう

④ 2019年度の活動経験を活かし、マスコミへの情報提供と取材・報道依頼を強める

・ 記者会見などを通じたマスコミへの情報提供

「まとめ」を活用した2019年の状況、民医連事業所などでの実態、全労連・医労連などがつかんでいる介護労働者の実態などを知らせつつ、できれば介護保険をめぐる情勢などのレクチャーも交えて。

○ SNSを活用した発信、広報を強化しましょう

⑤ これまでのホームページ掲載に加え、Twitter、facebookなどを活用した発信、広報を積極的に取り組みます。

3. テンポ

9月 中央社保協総会での意思統一

9月～10月 各県社保協での準備

以上

2020年7月14日

公益社団法人 認知症の人と家族の会
代表理事 鈴木森夫 様

2020年「介護・認知症なんでも無料電話相談」 開催へご協力をお願い

中央社会保障推進協議会 事務局長 山口一秀
〒110-0013
東京都台東区入谷 1-9-5 日本医療労働会館 5階
TEL03-5808-5344、 fax03-5808-5345
k25@shahokyo.jp

前略

2019年「介護・認知症なんでも無料電話相談」でのご協力ありがとうございました。昨年は25都道府県がフリーダイヤルに接続、開催し、250件を超える相談を受けました。多くの地域で「認知症の人と家族の会」から相談員のご協力をいただきありがとうございました。昨年に続き「介護・認知症なんでも電話相談」を2019年11月11日(水)に例年通り開催いたします。

要支援1・2認定者の総合事業への移行がすすめられ、今後「要介護1.2」への拡大が政府内では取りざたされるとともに、低所得者への捕捉給付の基準の改定などさらに介護保険の改悪が狙われています。さらに利用者負担増なども政府・厚労省では計画されています。

特に、今年は2月以降の新型コロナウイルス感染の拡大を受けて、介護サービス利用を自粛や縮小をせざるを得ない事態となり、介護事業所も感染予防の観点から利用者受け入れにも影響が出ています。そうした中で、例年以上に多くの相談があるのではないかと思います。

一層、電話相談の窓口となる県を増やしより多くの相談を受けつつ、相談事例から地域の実態を明らかにし、問題解決の力にしていきたいと考えています。

つきましては、「認知症の人と家族の会」の皆さまに以下についてお力をお借りしたくお願いする次第です。ご検討をよろしく申し上げます。

記

- 1、「介護・認知症なんでも無料電話相談」の共同開催(2020年11月11日)
- 2、当日の相談員のご協力
- 3、相談会開催にあたって「相談員研修会」への講師などのご協力

以上

---*--- 11月11日は、「いい介護の日」 ---*---

介護・認知症 なんでも

無料 電話相談

お気軽にお電話下さい！



新型コロナウイルス感染の拡大で、介護サービスを利用できない、家族介護の負担が増えて大変になったなど様々な悩みがありませんか。

また、高齢化がすすむなか、お金の心配なく安心して介護サービスを受けたいがどうすればよいか悩んでいませんか？
一人で悩まず、介護の専門家や「認知症の人と家族の会」の相談員がお電話をお待ちしています。
全国共通のお電話番号は…



とき 2020年 **11月11日** (水) 10時~18時

でんわ

0120-110-458

中央社保協 中央社会保障推進協議会

〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5 日本医療労働会館5階
TEL.03-5808-5344 FAX.03-5808-5345

公益社団法人 認知症の人と家族の会

〒602-8143 京都市上京区堀川通丸太町下る 京都社会福祉会館2階
TEL.075-811-8195 FAX.075-811-8188

取り
扱い
団体

E-mail:k25@shahokyo.jp

※メールでのご相談は左記の **アドレス** をご利用下さい。

2020年（第18回）介護全国学習交流集会第2回実行委員会報告書

- ・ 2020年7月10日（金）午前10時～11時、全労連会館3階・全労連会議室

《出席》

中央社保協・是枝事務局次長、全日本民医連・林事務局次長、山川さん、高梨さん
日本医労連・寺田執行委員、全労連・岩橋副議長、大西常任幹事、栗原事務局員
生協労連・真壁書記長（Zoomで参加）

I 前回第1回実行委員会以降のとりくみの報告

- 1 前回第1回実行委員会：6月11日（木）開催（詳細は同会議報告書参照）
- 2 記念講演の講師の手配について
 - ① 第1候補だった結城康博淑徳大学教授は、10月の土日はAO／推薦入試の時期で、結城先生は面接試験管ということで無理とのことでした。
 - ② 第2候補の井口克郎（イノクチ・カツロウ）神戸大学教授は、
 - ・ 「たぶん大丈夫ではないかということでしたが、コロナで大学の仕事や行事、授業等のスケジュールが大幅に乱れ、定まっていないところがあるので、ちょっと確認の時間をいただきたい」とのことでした。
 - ・ そこで、「今回は会場参加の三密をさけるため、参加人数を絞って、オンラインでの傍聴も可能な形式での開催を考えています。したがって、当日会場に来てご講演願えれば幸いです。先生の研究室からズームを使ったオンラインでのご講演も考えられますし、また当日大学のお仕事や行事、授業などが入った場合は、事前の録画を行うことも検討したいと思います（この場合質問に答えることはできませんが…）。ということで、とりあえず引き受けていただき（誠に勝手ではございますが、その方がチラシとか事前の案内をするのに都合がよいので…）、ご講演の形式は先生のご都合が決まってからということではいかがでしょうか…」とメールし、
 - ・ 「そういうことであれば、承知いたしました。また方法については状況を見てご相談させてください。詳しいことが決まりましたらお教えください」という返事のメールをいただきました。

II 2020年（第18回）全国学習交流集会開催要項（案）

- 1 開催日時・場所について
 - ・ 10月25日（日）午後1時30分～午後4時05分、全労連会館2階ホールで参加者を絞って開催する（現時点での全労連会館2階ホールの定員は、教室形式で64人、口型で24人、二重口型で36人）。

- ・ 会場への参加可能人数64人については、実行委員会加盟各団体に割り当てることとし、一般参加は募集しない。一般の方には、オンラインによる傍聴を案内する。

2 内容について

- ① テーマ：「コロナ禍での“介護崩壊”を許さない！～介護保険を抜本的に改正して高齢者が安心して介護を受けれるように～」

② 内容：

- i 現場からの告発と訴え：コロナ禍での介護の実態を、利用者・事業者・労働者の立場から告発
- ii 専門家・研究者の提言：コロナ禍での“介護崩壊”の進行をどうストップしていくのか！～介護保険制度を抜本的に見直して、安全・安心の介護保障を実現していくために～

◎ 講師の案：

- ・ 井口克郎神戸大学准教授（人間発達環境学）：昨年の中社保協の中社保学校の介護保険分科会「介護保険の現状と対抗軸—介護保障に向けて—」の講師。

- iii 会場からの発言、オンラインでの発言

- iv 行動提起・集会宣言の採択など

3 事務局団体：中央社保協、全日本民医連、全労連の3団体

4 タイムテーブル・任務分担（案）

- ・ 11：00 事務局・実行委員集合；打ち合わせ、会場設営・オンライン傍聴準備
一段落次第、昼食弁当
- ・ 12：30 開場・受付開始（受付：2人）
- ・ 13：30 司会開会あいさつ（ ）（1分）
- ・ 13：32 主催者あいさつ（ ）（5分）
- ・ 13：40 記念講演「コロナ禍での“介護崩壊”の進行をどうストップしていくのか！～介護保険制度を抜本的に見直して、安全・安心の介護保障を実現していくために～」
 - ・ 講師：井口克郎神戸大学教授
 - ・ 講演：60分、質疑応答：15分
- ・ 14：55 休憩（15分）
- ・ 15：10 報告「現場からの告発と訴え」（利用者、事業者、労働者の立場から）
 - ①. 利用者：（認知症の人と家族の会は当日別途研究集会を開催）
 - ②. 事業者：

③. 労働者：日本医労連

(各7分)

- ・ 15：35 参加者・傍聴者からの発言：3分×5人程度（事前をお願いしておく）
- ・ 15：50 感想・まとめの発言（井口先生）（5分）
- ・ 15：55 集会宣言案の提案と採択：（起案） 、（提案） （3分）
- ・ 16：00 行動提起を兼ねた閉会あいさつ（実行委員会）（5分）
- ・ 16：05 閉会

Ⅲ 今後の準備など

- 1 実行委員会への参加や集会への賛同の呼びかけ；認知症の人と家族の会、21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会、守ろう！介護保険制度・市民の会、暮らしネット・えん、年金者組合、日本高齢期運動連絡会、医療福祉生協連など
- 2 財政：前年実績を基本に
- 3 宣伝・周知：チラシの作成（やりますチラシと見てくださいチラシを作成する）。ポスターは活用の問題も含め引き続き検討
- 4 参加者と傍聴の組織

Ⅳ 新型コロナウイルス感染症拡大による“介護崩壊”を許さないたたかい、次期介護報酬改定に向けたとりくみについて

- 1 情勢：(省略)
- 2 具体的とりくみについて：(省略)

《 次回第3回実行委員会の開催 》

- とき：8月25日（火）午前10時～
- ところ：全労連会館3階・全労連会議室
- ぎだい：①2020年（第18回）介護全国学習交流集会の成功をめざすとりくみ
②集会の当日運営・任務分担など、③その他

(以上)

2020年7月吉日

〇〇〇〇〇〇〇 御中

2020年（第18回）全国介護学習交流実行委員会
実行委員会事務局：中央社保協、全日本民医連、全労連
連絡先：〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4F
Tel 03-5842-5611、Fax 03-5842-5620、E-Mail kuri@zenroren.gr.jp

「2020年全国介護学習交流集会」の開催のご案内及びご協力をお願い

拝啓 連日の奮闘ごくろうさまです。

さて、わたしどもは、2000年の介護保険制度の施行後ほぼ毎年、介護制度の改善をめざして、「全国介護学習交流集会」を開催してまいりました。そして、今年、第18回となる「全国介護学習交流集会」を下記のとおり開催します。

つきましては、ここに同集会のご案内をさせていただきますとともに、実行委員会への加入、賛同、当日の参加組織などご検討いただければ幸いです。ご回答は、大変お手数をおかけして申し訳ありませんが、別紙にご記入の上ご返送いただければと存じます。

記

2020年（第18回）全国介護学習交流集会開催要項

- 1 集会名称：2020年（第18回）全国介護学習交流集会
- 2 開催日時・場所：10月25日（日）13：30～16：05 平和と労働センター・全労連会館
※ コロナ感染症拡大防止のため、会場の定員が64人となっています。参加人数は各団体の希望を聞きながら調整します。一般参加はオンラインとします。
- 3 テーマ：「コロナ禍での“介護崩壊”を許さない！～介護保険を抜本的に改正して高齢者が安心して介護を受けられるように～」
- 4 内 容
 - i 記念講演：「コロナ禍での“介護崩壊”の進行をどうストップしていくのか！～介護保険制度を抜本的に見直して、安全・安心の介護保障を実現していくために～」
（仮題）井口克郎神戸大学教授（講演60分、質疑15分）
 - ii 現場からの告発と訴え：コロナ禍での介護の実態を、利用者・事業者・労働者の立場から告発
 - iii 参加者・傍聴者からの発言（会場、オンライン）
 - iv 行動提起・集会宣言の採択など
- 5 主催：2020年（第18回）全国介護学習交流集会実行委員会（参加団体、ホームヘルパー全国連絡会、中央社会保障推進協議会、全日本民主医療機関連合会、全労連介護・ヘルパーネット、日本医労連、福祉保育労、自治労連、生協労連、東京地評）（7月17日現在）
- 6 参加費；無料

（以上）

「2020年全国介護学習交流集会」への協力に関する回答書

- 1 「2020年全国介護学習交流集会」の趣旨に賛同する（ ）
→チラシ・HPに掲載（可 不可）
- 2 「2020年全国介護学習交流集会」を構成員に案内する（ ）
- 3 「2020年全国介護学習交流集会」に参加する（ ）→（ ）人くらい。
- 4 その他協力できること（協力できる内容をご記入ください）；
※当てはまるものに○をしてください

貴団体・組織名	
代表者様氏名	
ご担当者様氏名	お電話番号
ご住所	
メッセージをお寄せいただければ幸いです（集会で紹介します）。	

(以上)

大変お手数ですが、ご回答は、下記までお送りいただければ幸いです。
〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4F 全労連気付（担当：岩橋、栗原）
Tel 03-5842-5611、Fax 03-5842-5620、E-Mail kuri@zenroren.gr.jp

2020年(第18回)全国介護学習交流集会

コロナ禍での介護崩壊を許さない ～介護保険制度を抜本的に改正し、 高齢者が安心して介護を受けられるように～

政府・厚生労働省は、コロナ前に決めた方針に沿って2021年度の介護報酬改定を進めようとしています。しかしコロナ禍によって明らかになった介護現場の課題に対応した報酬改定が必要です。

コロナ禍の下、介護現場はどうなっているのか。現場からの実態告発と訴えで現状を明らかにし、専門家・研究者から“介護崩壊”の進行をどうストップしていくのか提言をいただきます。コロナ感染症防止対策のため、ウェブ開催とします。(詳細は後日2次ビラで)

◆日時 10月25日(日) 13:30～16:05 (開場 12:30 予定)

◆主な内容

●記念講演

コロナ禍での“介護崩壊”の進行をどうストップしていくのか！ ～介護保険制度を抜本的に見直して、安全・安心の介護保障を実現していくために～(仮題)

講師 神戸大学教授 井口克郎さん

●現場からの報告

●参加者からの発言/講演者からの感想とまとめ/行動提起/集会宣言など

無料配信！
みんなで
見てね！

◆オンラインでライブ配信予定です！

チャット欄で意見交流も！

現場からの報告や参加者の意見交流も

地域・職場のみんなと一緒に視聴しましょう！



主催：2020年全国介護学習交流集会実行委員会（事務局：中央社保協、全日本民医連、全労連）
連絡先：全労連介護・ヘルパーネット 文京区湯島2-4-4全労連会館4階 TEL03-5842-5611



枝元なほみさんから藤原辰史さんへ

今だから、生活の場面に軸足を置く

藤原辰史様

真の「希望」を見いだす

藤原辰史さんの緊急寄稿「パンデミックを生きる指針―歴史研究のアプローチ―」を読みました。本当にすごいと思いました。

熱い思いとともに、歴史研究の知識に基づく考察は亦喉に響くもので、先の見えない今を生きる指



枝元なほみ 鎌倉市生まれ、料理研究家、社団法人「チームむかご」を主宰。ホームレス支援を行うNPO法人「ピッチインユー」にて社会とつながる活動を進める。「禁煙のレシビ」(NHK出演)、「おかん風」(毎日新聞出版)など著書多数。(撮影:水野佳樹)

針として心強く受け止めることができました。まず「起こりうる事態を冷静に考える」。冷静ではなくあえて「冷静」という言葉に、事態に向き合う覚悟のようなものを感じました。

誰もが過酷な現実に向き合うのは怖いし、それはかり考えていたら生きていけません。なんでもいから力をもらいたいと、わずかな希望にすがりたくなります。でも、藤原さんは、そうした希望はいつしか根拠のない確信になりはてると指摘します。本当にそんな

んです。すがりたい気持ちにはいろいろなものが入りこんでいきます。「大変なときだから批判はやめよう」「一丸となって乗り越えよう」「日本は大丈夫」など、大きな声や耳に届きやすい声、甘い言葉です。間違いないかもしれませんが、

東日本大震災のときの「津波でんでんこ」を思い出します。その場になさいという誰かの指示を待たず、疑問を抱かず従ってはいくつ命が失われます。大事なものは個人が生き抜くことであり、そのため

には状況はどうか一人一人が考え判断することです。「一丸」となっているのは、一つの大きな声に従うことが優先となり、個人は後回しにされてしまうのではないのでしょうか。

ここ数日、希望とは何だろうと考えています。東北電力による福島第一原発事故の後「いま変わらないうちが変化する」と思っているツイッタ

ーでつぶやいたことを「今日もフツーにごはんを食べる」(芸術新聞社)という本にまとめたのですが、何年かぶりで読み返していたら、そのときも最初に「希望」という言葉に触れていました。それ以前の対談で話した「希望は、一度底まで落ちて、のぼるしかない」と思ったときに出てくるのかも「そして春、再びすがるようにして希望を」と続けました。

藤原さんは指針の中で「国に希望を託せるか」「家庭に希望を託せるか」と、希望を託せる場の現状を冷静に検証しています。「情報を隠すことなく提示する国であれば」「異論に対して寛容な国であれば」「文章を残し歴史を尊重する国であれば」「希望は託せるが、今はその真逆にあると。まさにその通りです。貧困や虐待など、困難にあり機能しない家庭が少なくない現実にも目を背けず、そこに丸投げはできないとも指摘します。今の日本を見ていると、本当に落

ちるところまで落ちることも覚悟しなければいけないのかと思ってしまう。そうでなければ、恐怖を醸成させる麻薬のような言葉に引きずられてしまいます。希望を見いだすためにも底を見据えなければと思うのです。

何を学び誰とつながるか

この状況から指針を見いだしていくために、藤原さんは百年前の行当時の状況が参考になると、当時の記録を示してくれました。まず、1回だけに終わらざる回の波がくると指摘しています。私たちはつい、いつ普通の暮らしに戻れるのかと楽観的に期待しますが、このことを踏まえれば、おそらく以前の暮らしに戻る方がいいわけではなく知る必要があるのでしょう。ではどうすればいいのか。原発事故から何を学んだのかというところに立ち返らなくてはと思うのです。あの事故で少なくとも私は変わりました。国や大企業の指導者たちに黙って従っていたは大変なことになると気付きました。放射性物質は、環境だけでなく、これまで培ってきた人の暮らしや技術、関係性までを破壊し、それ

がまだまだ続いています。再びつらい体験の中から、何を学び誰とつながるのかを見据えなければと思います。

さらに藤原さんは、ウイルスは変異し淘汰され、毒性が強まるとする一方、「本当に怖いのは、ウイルスではなく、ウイルスにおびえる人間だ」と喝破されています。

不安と恐怖から、人々は消毒を徹底します。でも、人間にとって有用な細菌まで殺してしまえば、体内微生物相が弱体化し、免疫系にも悪影響が及びます。同じように、排他主義は人間に対しても排除や差別の感情を生じさせ、それが人種主義に結びついたのでがナチストの政策という指摘に戦慄しました。ウイルスは私たち自身であり、いつのまにか変異し淘汰

され、毒性が強まれば、恐ろしい社会を生み出し、戦争という最悪の事態にまで至ると思つたのです。

暮らしの力が基盤

藤原さんは「ナチスのキッチン」(手取国)という本を書かれています。ナチス研究者は多いでしょうが「キッチン」から考える人はなかなかいません。この指針でも「生活の場面に思いを及ぼし、うがい、手洗い、はみがき、換気、入浴、日常の習慣を誰からも奪ってはならない」と暮らしの力を重視して対策を示しています。

私は以前、イラク戦争のときにアラブ料理を習っていたのですが、

講師をしてくれた方に何気なく「イラクの人たちは今、どんなものを食べているんですか」と聞いたたら、「一番貧乏な人は飢え死にせずね」という答えが返ってきてすごくショックを受けたことがあります。料理研究家で、人が何を食べるかを考える仕事をしていて私の頭の中には「飢え死に」ということへの問題意識がなかったのです。飢餓をおおつもりはなけれど、これまでの世界経済が破たんし、モノや人の移動が抑制されれば食料危機も当然、心配になります。それなのに今、日本では、主要農作物種子法を廃止し種苗法を改正して、種をグローバル企業に提供しようとしています。その問題を考えずに、コロナ後の世界をつくることのできるのか、とても不安になります。

これからどういふ社会にするのか。普段の暮らしをする私たちが基盤だと思うのです。であれば私たちは、こうした問題を多くの人に伝え、共に考えていきたいと思っています。ただ、政治の話や難しい話を友達とできないと悩んでいる人は私の周囲にもたくさんいます。人々がこれからどうつながっていくのかが、歴史をひも解き、藤原さんからヒントをいただければと思います。



なかの、かよ 静岡県生まれ、フリーカメラマン。暮らしをテーマに活動。

人類と「食」の歴史から危機を見据える

枝元なほみ様

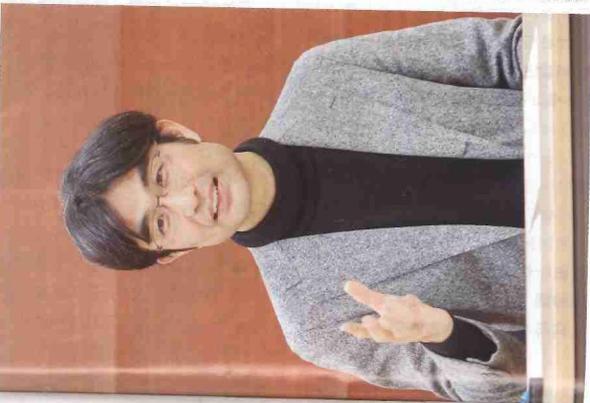
料理研究家だからこそ

お手紙拝読いたしました。
枝元さんにご賛同いただけたことに感謝するとともに、ある緊張感を抱きながら、と言いますのも、私のような国立大学法人に所属する研究者は、今回の新型コロナウイルスもたらず経済危機からまだ守られている一方、枝元さんのような独立料理研究家は、まさに危機の真っただ中におられるからです。そんな状況にもかかわらず、私の書いた本までも読んでくださり、心が震えております。

実は、2015年の安全確保関連法に対する反対運動に関わっていたときから、枝元さんの発言は折に触れて拝見し、勇気をいただいております。その中で原発への批判も明確に打ち出されていて、

料理研究家の立場で政治への発言をするには勇気がいるだろうに、素晴らしい胆力をお持ちだと驚嘆していましたよ。しかし、今回のお手紙を読んでその驚嘆の仕方が間違っていたことを知りました。料理研究家「にもかわらず」ではなく「だからこそ」発言が重い、それを敢えて引き受けておられるのだ、と反省しました。私は小学校の中心科目は、今よりもっと魅力的にした「家庭科」にすべきだ

枝元は、なし 並置型です。前記は職業経歴「その思想を 藤原辰史 トリ 現代史」(『戦争と歴史』(イナダナオキ編集)「食の歴史」(藤原辰史)「食と食とどう関係するか」(皇田純子編集)など著書多数)



(撮影：大山虎明)

「食」から見える社会の今。不安の時代をどう暮らすのか

おおやま・かつあき 1982年生まれ。埼玉県熊谷市出身。フォトグラフィアー。子どもや動物、暮らしの表現を中心に活動。

農業労働力を海外に依存してきたことが問われています。ご指摘された種子法の廃止などに見られるように、種子資源という国の生命維持の根幹にあたる資源を、グローバルな株式会社に移管することを日本政府は選択しました。株式会社は、究極的には、地球の生命体の持続・維持よりも株主の意向を大切にしている組織でありませぬ。生命よりも利益を優先する政策のつねは、こういう時に回ってきます。

もう少し具体的に申し上げると、今回のパンデミックで、外国人労働力に農業を頼っている欧州では、国境封鎖によって農業生産力が落ち、そのため労働者の移入緩和に踏み切りました。さらには、米国の食肉加工業では、過酷な労働条件の中で感染者が増え、次々に閉鎖されており、しかし、食肉への需要は高いので、かなり無理をして労働させ、それがさらなる犠牲者を生んでいるという構造を生み出しています。日本の幸甚な「食卓」もまた同じような構造を抱えています。見えなくされている過酷な労働

働なしにはあり得ない、ということ、今回のウイルスが明らかにしています。日本の食料自給率の低さからしても、また、多国難企業への依存度にしても、日本の食料は、今回に限らず簡単に危機にさらされることを、私たちはもう一度、覚悟しなくてはなりません。

自分自身の問題として

また、どうやって「政治が難しい」と言っている人たちとつながっていくか、という点です。今回

の「パンデミックを生きる指針」は、高校生でも読める平易な言葉を書いたつもりでした。現在50万回のアクセスがあり、今まで私の読者ではない方にもこの文章が届いたことは幸運でした。ただ、近所の方からは「話題になっているから読んでけど、全くわからなかった」というお返事もありましたし、「もっと優しい言葉に置き換えてほしい、たとえば異議申し立てとは何か具体的に示してほしい」というコメントもありました。おそらく、文章を読むことに慣れてない方もたくさんいるのだと思います。

そうした方とつながるには、どうすればよいのか。選択肢は、二つあります。一つは、無理してつながらない、ということです。「考え」とは、無理に押し付けてどうにかなるものではありません。相手の心から湧き起こってこない限り、それは洗脳とほとんど変わりません。それよりは、自分たちの言葉と感性とメッセンジャー、文章がタイムならは映像や音声で呼びかけ、あとは天命を待つというスタイルもあると思います。私の文章は音



と。これは「ナチスのキッチン」の「あとがき」で書きましたが、飢えとは自分の体を料理する、つまり自分を食ふことだ、と言ったこととつながります。さらに、放射線物質という見えないものが、暮らしの環境のみならず、人間との連帯をも汚染していく恐怖について論じられていました。それらを知った上での料理と、そうではない研究者の料理とでは、食と食との対峙する構えが異なってくると思うのです。なぜなら、人類史の大部分において、食とはずっと恐怖の対象であり、「足りなくてひどい」対象だったからです。

食料とその背景への視点

さて、以下二つの視点からお答えしたいと思います。

第一に、食料危機について。現在日本は、食べものを海外に依存してきただけでなく、あまりにも多くの種子、肥料、機械、農薬、

声化されましたが、音になるとまた違った味わいがあり、台所仕事をしながらでも聞けます。「人事を尽くして天命を待つ」というのが私の表現の信条です。
しかし、それだけでは物足りない、とお考えかもしれません。枝元さんがご指摘された点で私もとても重く受け取ったのは、東日本大震災のあと、「変わる」と言いながら、「変わらなかった」という点でした。あの経験を反省しつつ、社会と経済の仕組みを変えていくような流れを作っていくのはどうしたら良いのでしょうか。安保法のおときは、「自由と平和のための巨大有志会」の一員として、声明書を発表し、たくさんの方から支持をいただき、反対運動もかつてないほど盛り上がりましたが、それでも法の成立を止めることができませんでした。その理由の一つは、これほど問題になっても「自分の問題として考える人が少なかったから」です。原発事故のときも、関西と関東、東北の温度差は一目瞭然でした。しかし、今回は全世界的な問題です。もちろん温度差はありますが、誰もが関心を持っている「自分自身」の問題です。そこに何か、今、大きく変わらうという動きがあるように感じています。

「人間としての最低限の品性」が未来を変える力に

藤原辰史様

料理研究家に対しての深い理解と敬意にあふれる言葉をいただき、本当に感謝しています。

「自分の「問題として考える。本当にそうだと思います。同時にそれは、藤原さんが先の指針で示してくれた「現在の経済のグローバル化の陰で戦争のような生活を送ってきた人たちにとって、新型コロナウイルスの飛沫感染の危険性などのような意味を持つかを考えること」の大事さにもつながります。

今回の危機は「これまできりきりに暮らしてきた人々を一気に追い詰める危険がある」と指摘していただきました。ホームレスの人、居場所のない子ども、シングルマザー、介護の現場。今、どれだけ大変かを想像し何が必要なのか、今の政策で行き届くのか、見落としてないかを考え、おかしいと思うことに声をあげていかなければなりません。困ったときに、これが必要ではと想像してくれる人がいると思うだけで人は生きていけます。その声をちゃんと示さなければと思うのです。

この危機は、自分だけではなんと



これはなりません。困ったときに、これが必要ではと想像してくれる人がいると思うだけで人は生きていけます。その声をちゃんと示さなければと思うのです。

この危機は、自分だけではなんと

かなるというのではないと思います。誰かを犠牲にしようとする政策は必ず私にも犠牲にするし、誰かにうそをつく政治家は必ず私にもうそをつく。今はあの人々が犠牲になって自分は救われたと思っても、必ず最終的には自分も切り捨てられます。自分も一敗者としての意識をもち、判断しようという人を見抜く力を持つこと、大切さを考えました。

ウイルスは怖い、消毒して排除したくなります。でもそれを威嚇排外主義にしないためには、多様な性を受け入れる私たちの決意も必要です。「どう共存、共生していくか」に軸足を置きたいです。

アジア太平洋戦争の時は、人々は普通に暮らしている中で、自分とは関係のないと思っているうちに事態が進行し、気づいたときには悲惨な状況に陥っていました。再びそれを繰り返さないよう、日常の変化、差別や淘汰に、今こそ敏感でなければならぬと思うのです。藤原さんの指針に戻れば、

スペイン風邪の流行は、第1次大戦中に発生したため、劣悪な衛生状況に加え、兵士が異議申し立てできない状況だったこと、戦争遂行のために情報が制限されたことが世界中に感染を蔓延させたという事実を伝えてくれました。異議申し立ての自由と情報開示、この二つに鈍感ではいけないという歴史の教訓は明確です。

また、指針では「疑心暗鬼が人びとの心底に沈む差別意識を目覚めさせている」として、各地で見られる差別的な言動は「人間としての最低限の品性」の喪失だと指摘しています。実際、人の命がかかっている状況なのに利益誘導ばかりが目につく政策を見ると、その言葉を重要視を実感します。他者を想像し共感する力こそ「人間としての最低限の品性」であり、この言葉に、未来を変える力をいただいた気がしました。食べることを通して、その差味をみんなに伝えていく、それが私の役割かなと思っています。

藤原辰史さんから枝元なほみさんへ

誰のための民主主義か。コロナ後に「民」を問い直す

枝元なほみ様

誰かを犠牲にしようとする政策は、必ず自分も犠牲にする、という枝元さんの警報は鋭いですね。学生に、誰もが難民や亡命者になりうるし、差別されるかもしれないとよく言います。今の「非難罪」や特定秘密保護法のもとでは、突然の言われなき逮捕をされることも十分にありうる、と伝えます。

枝元さんが的確にまとめたいたのように、今回のパンデミックによつて、これまでのような経済構造の中で人間が人間を支配し、人間が人間を支えてきたのが、わかりやすくなりました。

多くの人の食生活は、テレワークができない層によつて支えられています。国内だけではなく、小麦粉も植物油も日本の食生活を支えるものは全て、テレワークではできない労働が生み出すものです。多くの市民が日本は「民主主義の

国」だと誇り、「民主主義を守れ」と言っています。私は、日本は本当に「民主主義」なのか、それを支える「民」とは誰なのかという問いが投げかけているのではないかと思います。

そういう意味で、枝元さんの「食べること」を通じて他者への想像を誘うという方法は、重要だと思います。食が他者の犠牲の上にも成り立っていることを意識した料理研究家こそ、危機の時代に求められていますから。

枝元さんご指摘の通り、指針の中で私は、パンデミック後にある社会の指標を「いかに、人間価値の値切りと切り捨てに抗うか」「危機にさらされてきた人に力を尽くし続け



るか」としました。それは民主主義の「民」を問い直すことにはなりません。

それでも今、多くの人の反対の声で検察庁法改正案の国会成立が見送られ（5月19日現在）、一つの障が切れたように思います。新型コロナウイルスの蔓延で政治家の足腰が弱く、社会構造を見る目が貧弱であることがわかった今、派遣労働者の切り捨てや、東日本大震災後の対応や、安全保障関連法など、これまで私たちが違和感を持ち、発信してきたことの推察もまた、堰を切つて社会に流れているのだと思います。さらに、世界的にも同様の動きがあるので、国境をこえてつながっています。私の文章も英訳され、海外でも読まれているようです。

もうコロナ前には戻れません。言葉が雪崩を打って広がるまで、みんなで言葉を積み上げ続けましょう。雪崩に気付いていないのが、鈍感な政治家と火事場泥棒を組む経済人たちだけになるまで。

オピニオン

フォーラム

「国難」では為政者の能力と社会全体の成熟度、課題があらわになる。藤原辰史氏は現在の「国難」新型コロナ禍のもと、市民の生命を揺るがしている政府の農政、医療政策の問題点をつく。田中研之輔氏はポストコロナの経済と生活の方向性を、山本章子氏は75年前の国難、「敗戦」にともなう戦没者遺骨の収容問題を論じた。

「新型コロナ禍と種苗法改正」

規制緩和か命の基盤か

新型コロナウィルスの感染拡大の最中の3月12日、仏大統領マクロンが語った言葉が話題になっている。市場原理の外に置かなくてはならない財やサービスがある。それは我々の食糧、我々の保護、我々の基本的な生活環境を整える能力のことだという。端的に言えば、人の命を育むものである。彼は、市場最優先の政治家であり、公共事業の民間委託をけん引し、国家財政のコスト削減や企業の活動障壁の撤廃と活動範囲の拡大を訴えてきた。民衆自らの演説と徹底した対策で人気上昇中の首相メルケルも、ギリシャやイタリアなど欧州連合(EU)諸国の経済劣等生に厳しい財政案をのまってきた。

今月のお薦め 4本

- アナキック・エンパシー第3回(プレイティミかこ、文学界6月号)緊縮財政で苦しむ人々の現実を知らないのはバラモン左派もビジネス右派も一緒というのは痛快。
- 次の「この世の終わり」までに……(ルノー・ランバール&ピエール・ランバール、村上好古訳、ル・モンド・ディプロマティーク4月号)仏の医療危機の背景を描き惨事便乗型資本主義を批判する。
- 種苗法改定は影響ないって本当? 登録品種の実情(印論智哉のブログ)
- 種苗法改定をめぐる3つのポイント(鈴木宣弘、JAcom5月7日)

首相の指示のもと、厚生労働省は13万床の削減を始め、そのための補助金を今年予算で84億円、削減に伴って必要な医療機関の施設整備に800億円を計上したが、

だが、世界の潮目が変わりつつある。2人を含む多くの政治家が市場の外に目を向け始めた。コスト削減で生命の危機にさらされてきた人が大量にいたことが、為政者が逃られぬほどまでに、はっきりと示されたからだ。

「災厄後」こそ警戒

日本も例外ではない。安倍晋三



藤原辰史

京都大准教授。同大学大学院人間・環境学研究所博士後期課程中退。博士(人間・環境学)。著書に「分解の哲学」「ナチスのキッチン」など。1976年生まれ。



「PCR検査センター」で模擬検査を行う関係者。新型コロナ禍の中、医療関係者の負担が高まっている一愛知県豊橋市巾野町の市保健所で20日午前11時5分、渡辺隆文撮影

「PCR検査センター」で模擬検査を行う関係者。新型コロナ禍の中、医療関係者の負担が高まっている一愛知県豊橋市巾野町の市保健所で20日午前11時5分、渡辺隆文撮影

「農」翻ろうの恐れ

17年8月に施行された「農業競争力強化支援法」に、その答えの一つが書かれている。「種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新種苗の育成その他の種苗の生産及び供給を促進することを、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること」

この場合の「民間」とは、日本の農家ではない。大規模な育種が可能な財力を持つ種子や農薬のメーカーである。とりわけ世界的に展開するバイオ企業、すなわち、

「農」翻ろうの恐れ。17年8月に施行された「農業競争力強化支援法」に、その答えの一つが書かれている。「種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新種苗の育成その他の種苗の生産及び供給を促進することを、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること」

バイエル・モンサント、シンジェンタ、そしてコルテバなどが「民間」の正体である。

緊急事態宣言があけた。人々の接触と移動を止めるという原則は、密を前提とした特定産業への壊滅的なダメージをひきかえに、感染拡大を防いだ。第2波のリス

「経済危機」「都市の様式」から転換を

「進めぬ遺骨収集」「遺族の戦争終わらず

山口新聞で。軍レク日本版5

ご意見、ご感想をお寄せください。〒100-8051毎日新聞「オピニオン」係 opinion@mmainichi.co.jp

トアス... 研究レビューより... おなかの脂肪の減少量... 約20cm減少

研究レビューより... おなかの脂肪の減少量... 約20cm減少

大正製薬 通販限定... おなかチャレンジ2020! (5月31日まで)...



住み続けられる地域をめざして

住民本位の高齢者保健福祉計画・介護保険事業（支援）計画づくり

介護保険料が高い。利用料が高くても必要な制度を利用できない。介護職員の不足などで地域に必要な介護事業所がない・足りない。介護保険制度では必要な介護が受けられない。家族の介護負担が大変・・・

地域に住み続けることは多くの方の願いです。しかし、相次ぐ介護保険制度の改悪や介護報酬の引き下げで、必要な介護が受けられず家族負担も増え、深刻な事件も報道されています。

一方、道内でも住民の立場で、介護保険料や利用料の軽減や高齢者保健福祉政策をすすめている自治体もあります。介護制度の改善を求める世論と運動が広がっています。今年度は、2021年度からの「高齢者保健福祉計画・介護保険事業（支援）計画」が検討されています。住民本位の計画にするために、標記の学習会を行います。

講師 日下部 雅喜 さん 大阪社保協 介護保険対策委員長

日下部さんは自治体で介護保険事業を担当し現在、介護事業所でケアマネジャーとして活動しています

日時 2020年8月7日（金）18時30分から

場所 北海道民医連会館3階 会議室

**参加方法：Webを使って学習会を行います。日下部さんは、大阪から講演していただきます。参加を希望される方は、事前に参加のため
のURLをお知らせしますので、電子メールで申し込んでください。また、会場での参加も可能です。**

主催 北海道社会保障推進協議会 問い合わせ・申し込み：☎011-758-2648 Eメール shahokyo@dominiren.gr.jp